

文化遺産防災国際シンポジウム

文化遺産を大災害からどう守るか：ブルーシールドの可能性Ⅱ

報告書

開催日：2017年3月18日(土)

会 場：東京文化財研究所 地下1階セミナー室

主 催：独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進本部

共 催：文化遺産国際協力コンソーシアム、ICOM(国際博物館会議)日本委員会、
日本ICOMOS(国際記念物遺跡会議)国内委員会

開会挨拶

銭谷眞美
東京国立博物館館長



「文化遺産防災国際シンポジウム」の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、国内外よりお越しいただきました専門家の皆様方には、ご多用のなかでご参加いただいたことを厚く御礼申し上げます。本日のシンポジウムは、独立行政法人国立文化財機構が主催し、文化遺産国際協力コンソーシアム、ICOM（国際博物館会議）日本委員会、日本ICOMOS（国際記念物遺跡会議）国内委員会のご共催を得まして開催させていただくものです。

さて、記憶に新しいところでございますが、本日3月18日の1週間前、3月11日は、6年前に東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生した日でした。さらに、1か月後の4月16日には、昨年発生しました熊本地震から丸1年を迎えます。改めて、地震により犠牲となられました方々に哀悼の意を表しますとともに、依然として復興に向かって取り組みを続けておられる被災地の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。実は、2016年は熊本以外にも、鳥取中部、北海道、茨城、福島県沖などで震度6弱以上の地震が合計で10回発生した年です。2011年以降、もっとも地震活動が活発な1年であったことになります。また、北海道や岩手県など東北地方に大きな被害をもたらした昨年の台風10号など、近年は地震だけでなく、大雨による土砂灾害、風水害、火山噴火等の大規模な災害も起こっております。わが国において、文化遺産を大規模災害からいかに守っていくかということは、ますます大きな課題になっていると思います。

国立文化財機構では、東日本大震災における文化財レスキュー活動の経験を活かして、2014年に機構内に「文化財防災ネットワーク推進本部」を発足させました。文化庁と連携しながら、大規模災害に対応した文化財等の救出・救援体制を確保するため、文化財等の防災に関するネットワークを構築するとともに、人材の養成、情報の収集・分析・発信、今後起こりうる大規模災害に対する文化財の防災・救援にかかる研究等を行っております。私ども東京国立博物館も、国立文化財機構の一員としてこれに取り組んでいるところです。先の熊本地震に際しては、同じく国立文化財機構の一員であります九州国立博物館を事務局として、文化財レスキュー事業を実施しています。九州国立博物館が培ってきたネットワークを活かし、熊本はもとより九州各県および美術館・博物館担当の方々とともに協力して活動を展開しております。災害時にさまざまな団体が連携して救援活動を行うためには、このネットワークをより実質的に強化していく必要があると考えております。

本日のこのシンポジウムは、文化財防災ネットワーク推進本部の事業の一環として、「文化遺産を大災害からどう守るか：ブルーシールドの可能性」をテーマに国内外のブルーシールドの専門家にお集まりいただきおり、ブルーシールドの可能性と、日本での課題と展望をお聞きできるものと期待しております。本シンポジウムが、今後の日本の文化財防災ネットワークの構築について考える良いきっかけとなれば幸いです。

最後に、本シンポジウムへの出席をご快諾いただきました講演者およびパネリストの先生方、またご支援をずっといただいている文化庁、ご後援いただきました各団体の関係の方々に厚く御礼申し上げますとともに、ご参集いただきました皆様のご健勝とご活躍をお祈りいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

開会挨拶

山崎秀保
文化庁文化財部長



本日は「文化遺産防災国際シンポジウム」にお招きいただきまして誠にありがとうございます。日本では2011年に東日本大震災があり、以降も毎年のように地震、台風、大雨といった大規模災害が発生し、それに伴い文化遺産も大きな被害を受けております。2016年4月にも熊本地震が発生し、多くの文化財が被害を受けました。

これらの大規模災害で被災した文化財を救出・修復するために、国立文化財機構をはじめとする文化遺産関係者の方々により、今でも活動が続けられております。例えば、被災した文化財を救出する「文化財レスキュー事業」や、文化財建造物の被害状況の調査などを行う「文化財ドクター派遣事業」が実施されております。文化庁におきましても、これらの事業への寄付の呼びかけを行うとともに、被災した国の指定等文化財を修復するための支援を行っております。また、国立文化財機構が東日本大震災の経験を踏まえて行っている、大規模災害の際の文化財等の防災・救出にかかる全国的な体制整備などに対しても支援しております。

今回のシンポジウムでは、日本国内のみならず、日本と同様に地震や台風などにより文化遺産が大きな被害を受けている中南米や太平洋地域、そして国際的保護先進地であるヨーロッパから専門家がおいでになり、事例報告やパネルディスカッションが行われます。ご来場の皆様にとっても、お互いの情報を交換する貴重な場になると思います。文化庁といたしましても、本日のシンポジウムを踏まえ、国内外で大規模災害が発生した場合、どのように文化遺産を保護していくのかを検討してまいりたいと思います。

最後に、本日の主催者である国立文化財機構をはじめとする、シンポジウムの開催にご尽力いただいた関係の皆様や、ご参加いただいている皆様のますますのご健勝と今後のご活躍をお祈りし、私のご挨拶とさせていただきます。

目 次

開会挨拶	2
銭谷眞美(東京国立博物館館長)	
開会挨拶	3
山崎秀保(文化庁文化財部長)	
第1部 報告	
報告1 ハーグ条約の制度と太平洋地域におけるブルーシールド活動	9
高橋 晓(ユネスコ太平洋州事務所文化企画専門官)	
報告2 近年のブルーシールド(BS)への世界と日本の関心 2015年国連防災会議(仙台・東京)文化遺産専門家会合勧告から	19
益田兼房(独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進室客員研究員)	
報告3 オランダ・BS国内委員会活動	24
アンドレア・キースカンブ(オランダ・BS国内委員会副委員長)	
報告4 中南米地域のICOM防災活動	34
サミュエル・フランコ・アルチエ(グアテマラ・ICOM-LAC委員長)	
報告5 文化遺産防災ネットワークの取組と展望	47
栗原祐司(国立文化財機構本部事務局長)	
第2部 パネルディスカッション	
司会挨拶	59
栗原祐司(国立文化財機構本部事務局長)	
武力紛争の際の文化財の保護に関する条約に関する近年の状況とブルーシールドの役割	59
藤岡麻理子(横浜市立大学特任助教)	
パネルディスカッション	66
司会:栗原祐司(国立文化財機構本部事務局長)	
パネリスト: 藤岡麻理子(横浜市立大学特任助教) ロナルド・ボルチエ(ユネスコ太平洋州事務所嘱託) アンドレア・キースカンブ(オランダ・BS国内委員会副委員長) サミュエル・フランコ・アルチエ(グアテマラ・ICOM-LAC委員長)	
閉会挨拶	73
前田耕作(文化遺産国際協力コンソーシアム副会長、日本ICOMOS国内委員会副委員長)	

第1部 報 告

報告1 ハーグ条約の制度と太平洋地域におけるブルーシールド活動	9
高橋 晓(ユネスコ太平洋州事務所文化企画専門官)	
報告2 近年のブルーシールド(BS)への世界と日本の関心 2015年国連防災会議(仙台・東京)文化遺産専門家会合勧告から	19
益田兼房(独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進室客員研究員)	
報告3 オランダ・BS国内委員会活動	24
アンドレア・キースカンプ(オランダ・BS国内委員会副委員長)	
報告4 中南米地域のICOM防災活動	34
サミュエル・フランコ・アルチエ(ケアテマラ・ICOM-LAC委員長)	
報告5 文化遺産防災ネットワークの取組と展望	47
栗原祐司(国立文化財機構本部事務局長)	

ハーグ条約の制度と太平洋地域における ブルーシールド活動

高橋 晓

ユネスコ太平洋州事務所文化企画専門官



本日はシンポジウムにお招きいただき大変うれしく思っております。ユネスコ太平洋州事務所を代表いたしまして、主催者の独立行政法人国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進本部の皆様に心より御礼申し上げます。また、共催者である文化遺産国際協力コンソーシアム、ICOM日本委員会、日本ICOMOS国内委員会の皆様をはじめとして本シンポジウムの開催にご尽力なされた方々すべてに感謝の念を表します。

ユネスコの文化に関する国際条約とハーグ条約

1945年に設立されたユネスコは国連の専門機関として教育、科学、文化、コミュニケーションの分野で国際協力を推進してきました。その本部はパリにあり、また、世界各地に50余りの地域事務所が設置されて

います。私はパリ本部およびヴェニス事務所に勤務した後、2010年1月よりサモア国の首都アピアにあるユネスコ太平洋州事務所に勤務しております。アピア事務所は太平洋州16か国の加盟国および準加盟国であるトケラウを担当しております(図1)。

ユネスコは幅広い分野を担当しておりますが、特に文化協力におけるリーダーとして知られております。設立以来、国際規範活動の一環として世界の文化的多様性を保護し、かつ促進するため文化に関する重要な国際条約を採択してきました。とりわけ前 松浦事務局長時代には、それまで採択されてきた条約を活性化し、新たに3条約を採択して6条約体制と呼びうる総合的なシステムを作り上げております(図2)。

武力紛争の際の文化財保護に関する条約の中で、



図1

ハーグ条約はもっとも古い条約です(図3)。この条約は重要な文化遺産である可動・不動文化財や、図書館、博物館、公文書館、文化財避難施設、さらには文化財や施設が集中する地区を対象としており、平時及び紛争時の文化遺産の保護を規定しています。英語で言うと“in the event of”という表現が条約のタイトルに入っていますが、これは「紛争が起った際は」という意味で、この条約が平時における予防対策を重視していることを示しています。このハーグ条約の標章が「ブルーシールド」、青い盾です。ハーグ条約と第一議定書は1954年に採択されました。

第二議定書によるハーグ条約の改善

その後、90年代の冷戦の終了後に旧ソビエト連邦やバルカン半島で、国家再編成に伴う民族紛争が多発し、そのなかで、異なる民族の文化遺産が、その象徴する価値を標的として意図的な攻撃対象となり、破壊される状態が生じました。こうした動きに対応して1999年に採択されたのが、ハーグ条約第二議定書です(図4)。その前年、1998年には、国際刑事裁判所(ICC)に関するローマ規定が採択されています。ICCの対象犯罪のひとつである戦争犯罪が、宗教・教育・科学または慈善のために供する建物、歴史的建造物、

病院および傷病者の収容所であって、軍事目的以外のものを故意に攻撃することを含んでいることも、第二議定書採択の重要な背景となっています。

そして、第二議定書は、その効力を強化するためハーグ条約にいくつかの改善点をもたらしました(図5)。例えば、第二議定書独自の政府間委員会の設立、強化保護リストの設立などです。

強化保護付与の条件

強化保護に登録されるための条件は次の3つがあります。

- ①その遺産が人類にとって最も重要な文化遺産であること
 - ②当該文化遺産が文化上および歴史上の特別の価値を持ち、最も高い水準の保護を確保する国内措置により保護されていること
 - ③当該文化遺産が軍事目的または軍事施設を援護するために利用されておらず、かつその文化遺産を管理する締約国がそのような利用を行わないという宣言をしていること
- ①と②は世界遺産登録の際の条件でもあるので、ハーグ条約第二議定書による強化保護を受けるために世界遺産登録のための条件を満たしたうえで、さら

1954	武力紛争における文化財保護に関する条約及び第一議定書(ハーグ条約)
1970	文化財の不法輸入、輸出及び所有権の移転禁止の手段に関する条約
1972	世界文化遺産及び自然遺産保護に関する条約
1999	ハーグ条約第二議定書
2001	水中文化遺産保護条約
2003	無形文化遺産保護条約
2005	文化的表現における多様性の保護及び促進に関する条約

図2 ユネスコの文化に関する国際条約(6条約体制)

- ・第二次世界大戦終了後、初の文化遺産に関する国際条約。
- ・平時における文化遺産の保護に基づく、武力紛争における文化財の保護。
- ・第8条 特に重要な文化遺産、図書館、博物館などを対象とする特別保護。
- ・第一議定書：武力紛争時に占領地から他国に流出した文化財に対する輸入規制措置、及び、輸入されてしまった場合の返還義務。

図3 武力紛争時の文化財保護に関する条約とその第一議定書(1954年ハーグ条約)

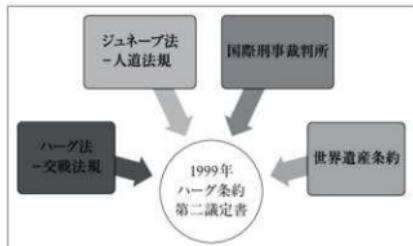


図4 国際法の進展

- ・強化保護(第10条)
- ・刑事责任(第4章)
- ・政府間委員会の設立(第24条)
- ・国際非政府機関(ブルーシールド国際委員会)の役割(第11条及び第24条)

図5 第二議定書(1999年)によるハーグ条約の改善

にその遺産の非軍事使用宣言を行うことが必要であるということもできます。今までに、10を越える文化遺産に強化保護が付与されています(図6)。結果的に、これらはすでに世界遺産の登録を受けています。

強化保護が付与された遺産には、ブルーシールドを赤い枠で囲った新しい標章を使用することができます。他方、このブルーシールドはハーグ条約の標章であるのみならず、国際的なNGOの名前もあります。このNGOとしてのブルーシールドは、1996年に設立されました(図7)。その目的は、人為的および自然災害時の緊急事態に備えて、文化遺産危機管理を促進するということです。1996年は「国際防災の10年」のた

だなかでもありました。その中心となったのは、文化遺産に関するICOMOS、博物館に関するICOM、公文書館に関するICA、図書館に関するIFLAといった、国際NGOです。緊急時に人命を守る人道援助団体として赤十字がありますが、ブルーシールドは文化遺産の赤十字といってよいかと思います。

ハーグ条約第二議定書は、その第27条においてブルーシールド国際委員会を赤十字国際委員会とともにその諮問機関として規定しています。また、国際ブルーシールドは、国際的なネットワークを形成するために、各国にブルーシールド国内委員会を設立することを奨励しています(図8)。現在、オーストラリア、



図6 強化保護を付与された世界遺産

- ・国連防災の十年(1990年1月から10年間)に、以下の5つの国際非政府機関のコンソーシアムとして設立された(1996年)中立・独立の立場で、人為的・自然災害を対象とする危機管理に関する啓蒙、支援活動を行う国際NGO:
 - ・国際記念物遺跡会議(ICOMOS)
 - ・国際公文書館評議会(ICA)
 - ・国際博物館会議(ICOM)
 - ・国際図書館連盟(IFLA)
 - ・視聴覚アーカイブ協会調整協議会(CCAAA)
- ・1999年ハーグ条約第二議定書に規定された諮問機関

図7 ブルーシールド国際委員会

- ・構成: ブルーシールド国際委員会を構成する5つの文化遺産国連NGO(文化遺産、博物館、図書館、文書館、視聴覚アーカイブ)の、国レベルの組織のネットワーク。ブルーシールド国際委員会によって認定される。
- ・設立状況: 20以上の国内委員会があり、その他の国でも設立に向けて準備が始まっている。
- ・申請書類: BSウェブサイトから(<http://www.anbs.org/cms/en/home/blue-shield-national-committees/9-onfile-past-damage/62-bs-docs>)。

図8 ブルーシールド国内委員会

イギリス、アメリカを含む20数か国に国内委員会が設立されており、他の20か国でも設立準備が進んでおります(図9)。このなかには国際的な支援に積極的な国内委員会もあります。たとえば、アメリカのブルーシールド国内委員会は、ハイチやネパールの地震で被災した文化遺産や可動文化財の救済に重要な支援を行いました。

太平洋地域におけるブルーシールド活動

次に、太平洋地域におけるブルーシールド活動についてご報告したいと思います。ユネスコ太平洋州事務所は17か国をカバーしていますが、その多くが比較的若い国であり、そのなかの4か国は最貧困とされています。私が2010年に着任した際には、文化遺産に関する条約については、世界遺産条約、世界無形文化遺産条約以外はあまり知られておらず、特にハーグ条約は文化担当の政府職員であっても聞いたことがないといった状況でした。そこで、ユネスコ、ハーグ条約の普及が、私の重要な目的となりました。その際、比較的紛争の少ない太平洋州で、緊急事態のなかでも主に人的灾害を対象とするハーグ条約をどのように効果的に普及するか、という課題が浮き上がってきました。一方、勤務しているうちに、この地域では国連機関が島しょ国と協力してつくった中期的な戦略があり、国際機関が一丸となって効果的な支援を行うために優先領域を定めていることがわかつてきました(図10)。

第1の優先領域は、気候変動、災害に対する強靭性を高めるということです。太平洋州の島しょ国はさまざまな自然災害にさらされていますが、一番大きな被

害をもたらすものは、サイクロンです。私もこれまで3つの大きなサイクロンを経験しましたが、熱帯サイクロンのもたらす強風や豪雨は経験してみないとわからないものがあります(図11)。

サイクロンと文化遺産の被害

2012年12月にサモアを襲ったサイクロン「イーヴァン」は、文化遺産にも大きな被害をもたらしました。サモアには伝統的な集会所、ファレと呼ばれる綺麗な建物があります。図12の左はサイクロン前、右はサイクロン後です。木の上部分は吹き飛ばされていますが、建物自体は壊されずに少ない被害で残っています。

また、ヴァヌアツをサイクロン「バム」が襲いました。ヴァヌアツの首都ポートビラにあるヴァヌアツ文化センターは、博物館、図書館、公文書館を兼ねる複合文化施設ですが、屋根に大きな穴が開いてしまいました(図13)。離島のタフェア島にある支部センターの一つは、べしゃんこに潰されました(図14)。ところが、首都にあるナカマルと呼ばれる大きな伝統的首長の国会議事堂といえる立派な建物は、屋根の素材が軽かったことと、構造の枠組に比較的柔軟性があったために、全体としては壊されず残りました(図15)。この建物は、年に1回伝統的なリーダーたちが集まる国宝級の文化遺産といえるかと思います(図16)。

さらに、イギリスが斐济を植民地化した際、最初に首都としたレブカに残る、世界遺産にも登録されている西欧風の町並みの建物が2016年のサイクロン「ウインストン」による被害を受け、斐济政府の

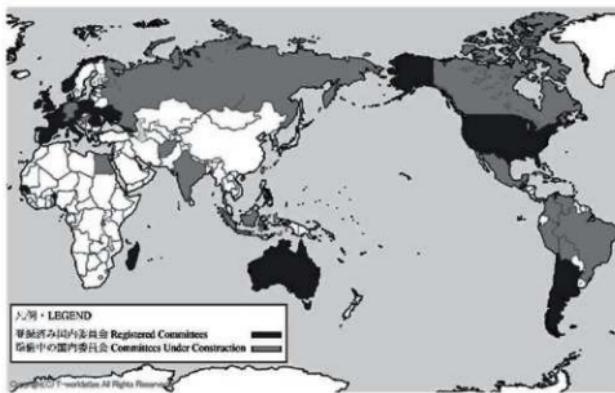


図9 ブルーシールド国内委員会設立状況(2016)(ICBSホームページから 2016.2)

文化部がレスキュー活動を行いました(図17)。

図18はフィジーに残っているナバラ村という数少ない伝統集落です。自然発生的にできたものではなく、1900年代、比較的新しい時期に、いくつかの部族が集まってつくった村らしく、このように茅葺きの建物が残っていましたが、被害を受けた建物は水色のビニールシートで覆われています。そこにも被災調査隊を派遣して、被害状況を調査しました。

自然災害は危機的な状況でもあります。絶好の機会でもあります。きちんとした災害調査をすると、復興のための資金援助をいただくことができます。ヴァヌアツではその資金を用いて、太平洋で初めて「文化遺産危機管理太平洋訓練コース」を開催しました(図19)。

ユネスコの国際的な規範活動と太平洋州の実際的事業双方への効果的な貢献のための実施戦略

話を戻します。太平洋州においてハーグ条約を普及する際には、国連機関の優先領域である気候変動と災害、それからブルーシールド、それからもう一つ、仙

1. 気候変動、災害に対する強靭性、環境保護
2. ジェンダー
3. 持続的・包括的な経済発展
4. 基礎サービス・教育、医療など
5. 統治とコミュニティの参加
6. 人権

図10 太平洋地域協力調整—太平洋州戦略
テーマ別優先領域

台防災枠組を使って文化遺産危機管理について普及し、ハーグ条約の批准を進めることができが一番効果的だと考え、そのようなアプローチでハーグ条約とブルーシールドの普及を始めました。

ここで、仙台防災枠組について概略をお話します。それは、2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議で採択された国際文書です。そこでは、優先課題を4つと(図20)、2015年から2030年のあいだの達成目標を7つ掲げています。このうち、削減目標は、災害による死者数、被災者数、インフラの被害、経済活動の中止です。他方、増加目標は、国や地方レ



図11 太平洋における自然災害：サイクロン、洪水、地震、津波など。



図12 ヴァイモソのサモアの伝統的な集会所(ファレ)
左: Before. 右: After

ベルでの防災戦略を持つ国の数と、早期警報システムの存在とアクセス、人々に対する防災情報です。

このような国際的な防災枠組に文化遺産が取り入れられたのは比較的最近のことで、2005年の神戸の国際防災会議とその成果文書である兵庫枠組が最初です。

その背後には、多くの文化関係者の並々ならぬご尽力がありました。仙台防災枠組は、文化に対して防災文化を育てていくことに加えて、文化遺産防災計画を作成し、それを文化遺産や文化機関の防災計画、さらには地域や国の防災計画の一部とすることの重要性を訴



図13 ヴァヌアツ文化センター(国立博物館、図書館、公文書館)
左: Before、右: After



図14 タフェア島の文化センター
左: Before、右: After



図15

えています(図21)。

太平洋州における普及活動

このように3つの枠組を使いながら、私は、最初に民間の組織化という第1ステップを踏んで、第2

ステップでは政府にアプローチする手順で、太平洋州におけるハーグ条約の普及活動を始めました(図22)。まず、2016年4月、ブルーシールド・パシフィカ(BSP)設立準備会議をフィジーの首都であるスバで開催しました。太平洋島しょ国は、一つ一つの國の人

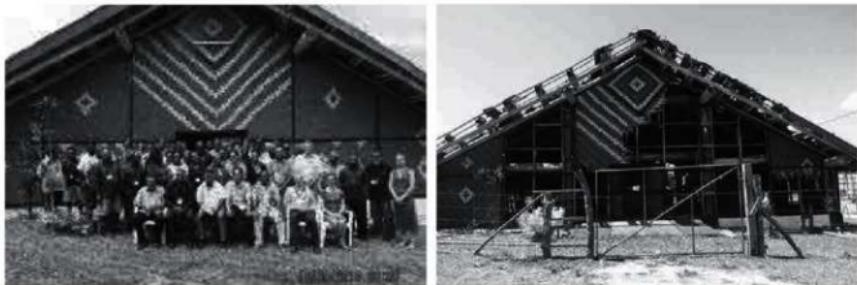


図16 ヴァヌアツ伝統的首長の集会所(ナカマル)
左:Before、右:After



図17 レブカ歴史的港湾市街



図18 フィジーの伝統的集落のナバラ村

口や資源が小さいため、国際的なNGOであっても国内委員会を設立するのではなく、地域委員会をつくるというアプローチをとっていました。そのためブルーシールドについても、各国にブルーシールド国内委員会をつくるのではなく、太平洋島しょ国に一つブルーシールドを設立することが目的でした。この設立準備

会議にはブルーシールドの核となる4つのNGOに関するNGOの代表が出席されました。また、リソースバーソンとして、オーストラリアのブルーシールド国内委員会、日本の文化財防災ネットワーク推進本部、日本ICOMOSの専門家も応援に駆けつけてくれました。その会議の結果、ブルーシールド・パシフィカを



図19 第一回文化遺産危機管理太平洋訓練コース(2015年10月、ヴァヌアツ)

優先領域

1. 災害リスクの理解
2. 災害リスク管理のための災害リスク統治の強化
3. 強靭性のための防災に対する投資
4. 効果的な対応と回復、復興、再建における BBB のため、災害に対する準備を高める

図20 仙台防災枠組2015～2030

- ・文化遺産への言及(パラグラフ5、24(d)、30(d))
- ・伝統的先住民の、地域の知識や慣習への言及(パラグラフ7、24(i)、27(h)、26(v))
- ・遺産サイトや、文化機関の防災計画を、地域・国の計画の一部とすること

図21 仙台防災枠組の中の文化

・ブルーシールド・パシフィカ設立準備会議(2016年4月フィジー)。BSを構成するNGOの地域組織代表の出席。リソースバーソン：BSオーストラリア、日本CH-DRM Net、仙台防災枠組を参照した地域行動計画の作成。暫定BSPの設立の合意。

・その後の活動を通してのBSPの組織固め。世界減災の日の催し、広報パンフレット、セミナーへの参加、FBなど。

・第一回太平洋ハーグ条約普及ワークショップ(2016年11月フィジー)。太平洋島しょ国9か国との政府代表の出席。リソースバーソン：ブルーシールド本部、暫定BSP。批准によるメリットと締約国としての責任の説明。自然災害を対象とした防災対策に対する強い関心の表明。批准に向けた行動計画の作成。

図22 ハーグ条約とその議定書の太平洋州における普及活動

暫定的に設立することが合意されました。これが、昨年4月のことです。

そして10月に、本日も来ていただいているロナルド・ボルチエリさんが、ユネスコのアビア事務所に来られました。ロナルド・ボルチエリさんは、UCLAのロースクールで弁護士資格を取得された方で、特に国際法に关心をもたれ、ロースクールに通っていたときに、ユネスコ本部での3ヶ月のインターン期間、ハーグ条約を担当している部署におられました。彼の助けもあって、昨年11月に第1回太平洋ハーグ条約普及ワークショップを開催し、太平洋島しょ国9か国の政府代表が出席しました。加えて、リソースバーソンとしてブルーシールド・インターナショナル本部からビーター・ストーン博士も参加されました。このワークショップでは、ハーグ条約の歴史・変遷や第二議定書による改善点などを紹介し、批准によるメリットと締約国としての責任を説明しました。太平洋の国の参

加者からは、比較的平和である太平洋の状況を踏まえて、自然災害を対象とした防災対策に対する強い関心が表明されました。この会議終了後、それぞれの国がワークショップで作成した防災行動計画を持ち帰り、批准に向けてのフォロー・アップを行っております。

暫定BSPに関しては、設立された後いろいろな活動を行っています。たとえば、図23にあるパンフレットの作成や、「防災プラットフォーム」という1年に一度太平洋で開催される国連の会議で、テーマ別のセッションを設け、“Build Back Better & Heritage Safeguarding”という論題のセッションも開催しました。また、博物館の防災対策を強化したり、警察や税関に対する啓蒙活動なども行って組織固めを行っております。手続き的には、現在4つの核となるNGOから支援の手紙をいただき、それらをまとめて正式な申請書が作成され、来月にもブルーシールド本部に送付して正式な設立につなげたいと思っております(図23)。



図23 BSPパンフレット



図24 ブルーシールド・パシフィカ(BSP)設立のプロセス

- ・3つの国際的枠組み(仙台防災枠組、ブルーシールド、ハーグ条約との議定書)の統合的な普及と活用をはかりながら、各国危機管理戦略の中に文化遺産減災戦略を盛り込むためのロビー活動
- ・文化機関に対する文化遺産危機管理に関する訓練
- ・BSPの自立化
- ・ハーグ条約及び第二議定書の太平洋島しょ国の締約国への増加

図25 今後の課題

また、ブルーシールド関係の活動がいくつか予定されています。たとえば、今年の9月にはオーストリアのウィーンでBS総会が予定されています。来年1月にはBSオーストラリアが中心となり、オーストラリアの国立図書館でアジア太平洋に関するブルーシールドの会議の開催を企画しております。このような会議にもBSPは出席したいと考えて、それに向けて活動を積み重ね、報告書を作成しております。

今後の課題

このように太平洋州においては、文化遺産危機管理に取り組むNGOが設立され、歴史始まって以来のハーグ条約普及ワークショップが開催され、文化担当職員のハーグ条約に対する理解が深まりつつあるという状況にありますが、課題もたくさんあります(図25)。今後の課題としては、各国の危機管理戦略のなかに文化遺産減災戦略を盛り込むためのロビー活動、文化遺産・文化機関の関係者に対する教育・訓練活動、BSPの自立化、持続的な成長、そして、ハーグ条約および第二議定書の太平洋島しょ国からの締約国の増加に関する取組を継続して支援していくことが挙げられます。課題達成のためには、お話ししました3つの国際的枠組、すなわち、仙台防災枠組、ブルーシールド、ハーグ条約とその議定書の統合的な普及と活用を継続して行っていこうと考えております。



最後になりましたが、ブルーシールドは、文化財防災活動を穏やかにまとめていく枠組として、絶好のツールを提供していると思います。ハーグ条約とともにブルーシールドは人的および自然災害を対象とする防災に大きな可能性を持った制度であり、仕組みであるといえるかと思います。本日のシンポジウムではさまざまな事例が紹介されるかと思いますし、また、どのように活用していくかということについても討議がなされると理解しております。そのような情報交換を介して、日本の事情に即したブルーシールド運動が今後発展していくステップとなれば、と希望しております。これで私の発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

近年のブルーシールド(BS)への世界と日本の関心

2015年国連防災会議(仙台・東京) 文化遺産専門家会合勧告から

益田兼房

独立行政法人国立文化財機構
文化財防災ネットワーク推進室客員研究員

報告 2

ご紹介ありがとうございます。私は近年の日本の文化遺産防災の課題につきまして、ブルーシールドの観点からご報告をさせていただきます。

今から22年前ですが、1995年の阪神・淡路大震災では、大都市直下での活断層が動き、6,000名を超える方が亡くなりました。同時に火災が多数発生し、その死者は500人を超えております(図1)。この地震は、次の南海・東南海地震が起こるまで約50年～60年かかるわけですが、その間、日本列島が地震活動期にはいったと考えられております。内陸部での直下型大地震が、いつどこで起きるかわからない、そういう危険な時代に我々は今いるわけです。そのため、10年後の2005年には、神戸で国連防災世界会議を開きまして、ユネスコも参加されまして、文化遺産の防災対策が議論されました。世界各地の文化遺産や博物館・図書館・公文書館等を地震火災からどう守るのか、国際的な勧告が出されております。

2011年の東日本大震災でも、地震直後に大火災が各地で発生しております。大地震は津波や火災を起こ

し、また原子力発電所での大事故も起こす複合災害の引き金となっております(図2)。

日本の木や紙でできた文化遺産は地震での倒壊だけなら修理ができます。しかし、地震火災で燃えてしまうと価値を失い、国宝や重要文化財では再建が不可能となります。京都の国宝「清水寺本堂」も、清水坂の下の街並みで地震火災が起きたと、延焼し焼失するおそれがあります。そこで、住民でも自宅をすぐに消火できるように消火栓を増やしまして、下の地域が燃えないようにできれば、木造都市の文化遺産を全体的に保護するということが可能になります(図3)。それを今始めているところです。

地球表面には、プレート境界に多くの地震帯がありまして、世界遺産全体の4分の1くらいがその近くにあります(図4)。地震などの自然災害から人類共通の文化遺産をどう守るか、これは国際的な社会的課題であります。先進国日本としましては、活発な地震帯に位置しておりますので、文化遺産の危機管理対策などでも世界に率先して貢献することが期待されております。



図1 阪神・淡路大震災(1995年)
→国連防災会議・文化遺産会合開催(2005年)



図2 宮崎県名取市 海面オイル炎上

世界遺産が一番多いイタリアでも、近年は地震が頻発しております。図5は人類共通の文化遺産である都市、フェラーラですが、ここでも建築や美術品、博物館・図書館・公文書館などの総合的な防災対策が必要です。災害時の救援や災害後の復興体制の準備が必要です。ユネスコのブルーシールド活動は大災害に備えて国際的なネットワークを目指しております。

東日本大震災から4年目の2015年3月、先ほどご紹介ありましたように神戸の次の国連防災世界会議が仙台で開かれております(図6)。ここでは、ユネスコやその国際NGOであるICOM、ICOMOSなど文化遺産各分野の専門家が集まりまして、次の15年間のための防災計画を世界に対して勧告しております(図7)。この会議中には、ちょうど南太平洋のヴァヌアツ共和国で巨大なハリケーン災害が起きました、文化遺産が被災するということも起きておりました。この勧告は4つの大項目からできておりまして、先ほどご紹介ありましたけれども、まず第1に、災害リスクの内容

をよく理解すること。それから2番目には、災害リスク管理をしっかりとやりましょうということ。3番目には、地域社会が災害に負けないよう強さを持つためにには防災準備は将来への投資と考えて事前にしっかりとやりましょうということ。最後に災害が起きた場合には、効果的な応急対応が必要です。災害後の復旧・再建・復興の段階では、災害前よりも強くなるように、“Build Back Better”、すなわち、より良い優れた復興をしましょうということ。以上の4項目です。それらの項目の下に、国内的には国レベルや地方レベル、また国際的には世界レベルや地域レベルでの詳細な34項目の取り組みを勧告しております。この勧告では、すべての多様な文化遺産分野、不動産とか動産とか無形といった文化財、そして多様な人為的・自然的な災害を対象に議論しております(図8)。第2項目の5というところでは、その防災の準備として、各国政府はブルーシールドのような国内レベルあるいは国際レベルでのネットワークづくりを支援しましょうと



図3 世界遺産：京都清水寺と木造都市の地震火災危険性

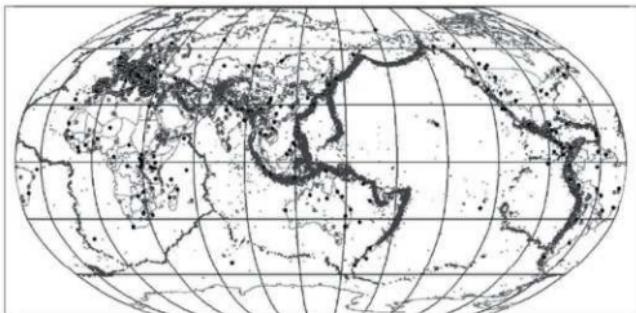


図4 世界遺産地震帯分布図(2008年)

●：地震(M4.8上、USGS)、●：文化遺産・複合遺産、○：自然遺産(ユネスコ2008)

いう風に勧告しております。本日のこのシンポジウムは、この国際勧告を受けての日本としての1つの回答ともいえるものです。

さて、次に短いビデオをご覧いただきます。国際会議のために日本が準備したものです。西欧でのブルーシールドの活用も出てきます。

(ビデオ上映)

「文化遺産と災害に強いまちづくり」

多様な文化や文化遺産は、人を中心とした社会経済の発展を支える大切なものです。しかし、毎年のように

に、災害によって、世界各地の貴重な文化遺産が失われています。

2011年3月11日、日本で東日本大震災が発生しました。地震とこれに続く津波で1万5,000人を超える命が犠牲となり、今なお、およそ2,600人が行方不明です。震災からおよそ4年が経っても、仮設住宅での生活から、また避難した遠隔地から戻れない人々がいます。震災の被害は各地の文化遺産にも及び、文化財保護法で守られている文化遺産の被害件数は19県に及ぶ744件でした。しかし実際には、このような統計には表れない、その何倍もの遺産が被災したと考えら



図5 世界遺産：フェラーラ



図6 国連防災世界会議・文化遺産専門家会合 2015：仙台(上)・東京(左下)
会議中にヴァヌアツにハリケーン大被害(右下)

れています。

宮城県北部の気仙沼市では、内湾に面した港町も津波に襲われました。町は洗い流され、登録文化財7棟のうち1棟が流出、6棟が大きな被害を受けました。一度は保存を諦めかけた所有者たちは、地元の人々や国内外の民間基金に支えられ、本格的な復旧の日を待っています。

千葉県香取市では、地震の揺れと液状化の被害が国の重要伝統的建造物群保存地区に及びました。しかし、地区の人々は震災が起きたその年も、復興祈願をかけて恒例の祭りを実施しました。地区が一体となつたこの取り組みに、国内外から大きな支援がありました。人々の行動の原動力は何だったのでしょうか。

東日本大震災の影響は、建物や史跡・名勝といった有形の文化遺産だけではなく、祭りや年中行事のような無形の文化遺産にも及びました。踊りに必要な道具

や衣装、お面などが津波で流出し、文化伝承の担い手が命を落としました。避難のために集落がばらばらになつたところもあります。しかし、地域社会が守ってきた共通の文化だからこそ、この復興に希望を託した人々が少なからずいたのです。近隣の市町村や同じ文化を持つ有志、民間ファンや民間企業からの支援により、壊れた道具や失われた衣装などを修理・新調し、人々は再び祈り、奏で、舞を踊りました。無形の遺産が心の復興を支え、有形の遺産が記憶の継承を支えながら、生活の再建やまちの復興に活力をもたらしたのです。

東日本大震災の発生を受け、日本では産学官民の協力により、東北の被災4県90か所で、延べ6,811人が参加をし、動産遺産の救出・応急処置・一時保管を行いました。また、多くの建築家が4,000件を越える建造物の被害状況調査を行いました。このネットワーク

仙台防災枠組 2015-2030優先領域

優先事項1：災害リスクの理解

優先事項2：災害リスク管理のための災害リスク・ガバナンスの強化 国・地方・世界・地域各レベル

優先事項3：レジリエンス（強靭性）のための防災への投資 国・地方・世界・地域各レベル

優先事項4：効果的な応急対応のための災害予防の強化と、復旧・再建・復興におけるビルダックセンター（Build Back Better） 国・地方・世界・地域各レベル

図7 國際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」勧告

対象文化遺産：広範

- ・不動産遺産（建造物、考古遺跡等）
- ・動産遺産（博物館等に収蔵）
- ・市街地や景観
- ・公文書や蔵書
- ・無形遺産（知識、伝統、伝統技術等）

多様なハザードの種類

地震、津波、洪水、旱魃、飢餓、疾病、地滑り、火災、戦闘的な破壊行為、紛争、テロリズム等多様。一つの災害がドミノ倒しのように次の災害を起こす。

2.5 國の政府は、ブルーシールドなどの国レベル、國際レベルのネットワーク推進基盤を支援しなければならない。

図8 國際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」勧告



図9 世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」の消火栓

をどのように維持し、広げていくのかが今後の大きな課題です。

世界のあらゆる地域が災害に向かい合っています。文化は、被災地の人々が絆を取り戻し、生活再建に取り組む活力となるものです。そのためには、生活に根付くさまざまな遺産に目を向け、これらを地域や国の防災計画に位置付けながら守っていくことが重要です。平時から的人材育成、研究推進、ネットワークづくり、パートナーシップの構築も求められます。ブルーシールド活動のような取り組みを通じて国際社会の協力関係を広げ、深めていくことも大切です。文化遺産は災害に強いまちづくりの基礎をなすものです。このような特質に光を当て、文化遺産を周辺地域とともに守り、しっかりと次世代に手渡していくことが、今、求められているのです。
(ビデオ終了)

この東日本大震災の経験では、今ご覧になりましたように、災害後の地域社会の復興のうえで、地域の共通の記憶としての文化遺産、特に無形の文化遺産が大きな力になっておりました。日本ではこの今までおり



ます白川村のように文化遺産の防災対策にいろいろ取り組んでおります(図9)。しかしある、大地震時の分野横断的な火災対策など、課題はいろいろあります。ユネスコの国際的な仕組みであるブルーシールド国内委員会を日本でも設立できるよう、もっと総合的な準備が進むように皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第です。ご清聴ありがとうございました。◆

オランダ・BS国内委員会活動



アンドレア・キースカンプ
オランダ・BS国内委員会副委員長

まず初めに、オランダのブルーシールド国内委員会を代表しまして、この会議にお招きいただいたことを心より感謝申し上げます。

ブルーシールドの国内委員会として、本部をハーグに置くことは大変光栄に思います。ハーグは平和と正義の街であり、いくつかの国際平和条約の発祥の地であるからです。これは、ハーグの観光名所マドローダムにある平和宮のミニチュアです(図1)。オランダは小さな国ですが、もっと小さく見えますね。

今回は、文化遺産保護における国際的な取組み、すなわち最終的には、ハーグ条約、ブルーシールドの設立、そしてブルーシールド国内委員会の設立へとつながっていく取組みに、目を向けてみましょう。その前に、私たちの住むハーグについて、短いビデオをお見せします。

(ビデオ放映)

以上、ちょっとした宣伝でした。皆様がオランダにお越しくだされば幸いです。



図1

さて、ハーグにて第1回国際会議(万国平和会議)が開催されたのは1899年ですが、これはロシア帝国の皇帝ニコライ2世の提唱により招集されたものでした(図2)。その第一の目的は軍縮でした。このとき策定されたハーグ陸戦条約には、日本とオランダを含む27か国の代表が署名しました。第2回の会議は1907年に、アメリカ合衆国大統領であったセオドア・ルーズベルト大統領の呼びかけで開催されました。最終的なハーグ条約は、ジュネーブ条約と並んで、世俗的国際法の体系における戦争法と戦争犯罪についての最初の公式声明の一つでした。残念なことに、この二つの条約は第一次世界大戦の荒廃を防ぐことができませんでした。それらは締約国外には適用されなかったのです。

ロシアで生まれ米国に移住した弁護士・作家・画



図2

家・考古学者であるニコライ・レーリヒは、戦時において芸術と建築物を保存するという大義をもった献身的活動家でした(図3)。1929年、彼は文化的価値の保全プロジェクトを開始しました。そしてようやく1935年に、米州22か国がワシントンでレーリヒ条約に署名しました。この「平和の旗」は保護対象物を識別するための特別な目印で、同様に承認されたものです(図4)。この旗は、文化の輪のなかにすべての芸術・科学・信仰を統合するという意味合いで、レーリヒによってデザインされました。レーリヒ条約が世界的な影響を与えることはありませんでしたが、文化遺産保護におけるより具体的な計画策定のきっかけとなりました。

1939年には、オランダ政府が「武力紛争の際の歴史的記念物と芸術品の保護に関する国際条約」を起草しました。これは外交会議に譲られましたが、後に戦争が勃発しました。第二次世界大戦は衝撃をもたらしました。大量の文化財が略奪され、壊滅させられました(図5)。第二次世界大戦中に行われたこのような虐行行為の後、ユネスコが1945年に設立され、世界遺産の保全を指揮する適切なフォーラムとして、ユネスコ憲章にその責務が明記されました。

1948年、ユネスコは、オランダ政府が新たな条約の制定を目指す用意があることを知りました。1944年までかかったこの条約は、武力紛争時に文化財を確実に保護することに全面的に特化した最初の多国間条約でした。1954年の4月21日から5月14日にかけてハーグで開催された会議において、1954年ハーグ条約とよばれる「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」が採択されました(図6)。

条約の主な構成要素は次の通りです。まず、「文化財」の綿密な定義です。動産文化財、不動産文化財、動産文化財が保存されている建造物、そして文化財が多数所在する地区・市街地あるいは周辺の歴史的地区などです。次に、「一般保護」、すなわち先の定義に当てはまるすべての文化財は保護されうるということです。平時には、締約国は予測しうる影響と武力紛争から文化財を守るために措置を講じます。そして「特別保護」、これは紛争時、当の保護対象物を軍事目的に使用してはならない、ということです。つづいて、「文化財輸送の保護」は、特定の条件下で、文化財輸送に対しては破壊、押収、拿捕からの免除が保証される、ということです。「保護を確保する要員」、彼らは尊重され、責任を有する文化財への接近が認められています。最後に、「非締約国に対する適用の拡大」で、



図3 ニコライ・レーリヒ(1874-1947)



図4 1932年8月、ブリュージュでのレーリヒ条約に関する第2回国際会議の代表たち(「平和の旗」を掲げながら)



図5 ナチスによる略奪美術品を発見する米国の兵士たち(アメリカ国立公文書記録管理局)

条約の締約国でなくとも拘束される、ということです。

これらは紙の上の合意であり、実際の運用は困難であることが分かります。武力紛争は、ハーグ条約の採択に続く数十年の間に、本質的に変化しました。特別保護は、冷戦がもたらした政治問題の高まりと国家間の緊張関係から来る問題を証明しました。うまくいかなかったもう一つの理由は、現実には、当事国は紛争時に特別保護された文化財の近くにある道路を迂回したり、港を使用禁止にするつもりは全くなかつたためです。ユネスコは何度も率先して交戦国に介入しました。懸念を表明しただけでなく、人命のみならず教育、科学、そして文化に関する施設と自然遺産も紛争の脅威にさらされており、いずれの保護も確保できるような解決策を模索するよう訴えたのです。

ハーグ条約で合意された内容に、現実の世の中が関与はじめました。旧ユーゴスラビアでの紛争は、他者の文化遺産を体系的に破壊しあったという点で、ある転換点を象徴しています。この点は第二議定書の採択においても重要な要素でした。スタリ・モストの破壊(図7)、そして世界遺産リストに登録されていたドゥブロヴニク旧市街への爆撃は、文化財保護の完全な怠慢と、文化財の無視を表わした象徴となっています。それが示したのは、破壊が意図的になされたことと、文化の破壊が実際に目的だったという事実でした。問題の核心は財産そのものの破壊ではなく、共同体生

活の破壊にあったのです。これらの破壊行為は、小規模な共同体とその信仰生活を標的にしていました。

ユーゴスラビア軍はハーグ条約とその議定書の規定を認識していました。なぜなら、ユーゴスラビアは人道法の普及だけでなく、その再確認と発展においても非常に活動的な国であったからです。ハーグ条約の規定に関する知識だけでは不充分であることが明らかになりました。つまり、政治的意欲も、条約の履行には必要なのだということです。

他の紛争、たとえば湾岸戦争や1980年代後半のアフガニスタン紛争では、考古学遺跡や美術館が略奪や窃盗に遭い、関係諸国のあらゆる種類の歴史的宝物が不法取引されていました。こうして、法の抜け穴や形式不備を埋め合わせるために、ハーグ条約の第二議定書が要請されました。特に、文化財保護に関する規定の違反者に対しては、制裁措置が導入されました。第二議定書は1999年に合意されました。

ブルーシールドの柱となる組織についてはすでにお聞きになっているかと思いますので、ブルーシールドのネットワークについて少し駆け足でご説明いたします。現時点で26のブルーシールド国内委員会があり、設立準備中の委員会が25団体あります。これらの委員会の活動は、まず、総勢450名に及ぶ世界各地の専門家のデータベースと、専門家ネットワークを構築していくことです。次に、評価と実態調査があります。



図6 文化財の赤十字—ハーグ条約(1954年4月21日-5月14日)



図7 スタリ・モスト



これはたとえばリビア、エジプト、マリといった国で実施しています。それから警戒リストと攻撃禁止リストの作成補助、そして救出任務、これについては後ほどお話しします。最後に、危機の注意喚起や、国内委員会間の情報共有を行っています。

ブルーシールドのネットワークには、いくつか懸念事項があります。まず、ブルーシールドは、「ブルーシールド委員会」であることを公認条件としています(図8)。これはすべての委員会において統一的な組織編成を維持することができますが、かなり限界があります。というのも、ブルーシールドの4つの柱となる組織のいずれか一つだけでも代表者を派遣できる、という国ばかりではないからです。組織編成が統一されても、ハーグ条約の履行は国によってまちまちです。したがって、すべての委員会が、同じミッションステートメントや手法、責任レベルを持っているわけではありません。たとえば、オランダでは、ハーグ条約を履行する際の公的な側面は、ブルーシールド委員会が関与することなく、政府によってカバーされています。私たちは、その点からいえば単なる「エキストラ」です。

また、オランダ・ブルーシールド国内委員会は2003年に設立されました、会員のいるような協会・社団ではなく、財團です。法的地位はなく、ボランティアの理事会があるのです。また、私たちは諸

間機関です。たとえば、国の文化遺産関連組織、クラウス王子基金、非政府組織「Heritage for Peace」、ICOM、オランダ国防省による民間人と軍隊の交流部隊CMIC、ユネスコ・オランダ国内委員会、オランダ教育文化科学省です。

私たちオランダ・ブルーシールド国内委員会における懸念事項もあります。委員会の事務局は有給ではなく、ボランティアの理事会です。事業がうまくいかない場合は、業務に投資できる時間の量によって決まります。私たちは理事会のメンバーの熱意に頼りすぎています。構造的資金がないために、それ以上の活動が妨げられています。構造的収入の不足は、安定した組織でいることを困難にします。実際の紛争や災害が身近にないため、政府からの優先的な支援はありませんし、予算削減の時にあってはなおさらです。私たちの主な活動は、文化遺産分野における意識向上と、文化遺産関連施設と他の組織との共同プロジェクトの支援に重点を置いています。

国内委員会の設立以来、私たちはヨーロッパやアジアで何度も自然災害に直面しました。まだ設立準備委員会であったときも、チェコ共和国のプラハで洪水が発生しました。準備中のオランダ・ブルーシールドに、駐チェコ共和国オランダ大使を通じて依頼がありました。大使が教育文化科学省に連絡し、教育文化科学省がオランダ・ブルーシールドに連絡を入れました。私



図8 1996年 ブルーシールド国際委員会(ICBS)



図9 2002年 チェコ共和国・プラハ

たちは政府の文化遺産関係省庁の同僚と一緒に、実態調査に派遣されました。オランダ政府は、必要な設備、資材、輸送手段などを手配するための相当の金額を、オランダ・ブルーシールドに渡してくれました(図9)。私たちは資材等が現地に届いていることを確認し、適切に分配しました。

しかし、誰もが満足したわけではありませんでした。オランダ・ブルーシールドは、現地の人々よりも多くの情報を得ていました。人々は、異論の余地のない威圧感を感じていました。というのも、彼らはまだショックから立ち直ることができず、救援を受け入れる準備ができていなかったのです。いろいろなことが

分かりましたが、これは緊急時に備えてより多くの近隣諸国を参画させる壮大なプロジェクトなのだと分かりました。それは今でもなお続いていることですし、維持・実行されています。

二番目の自然災害は、2002年にオランダの小都市ウェイク・バイ・ドゥールステーデで起こりました(図10)。救援要請は、通常の公文書ネットワークを通して届きました。私たちは、必要とされる救出、保管、凍結乾燥施設をネットワークに発信することができました。被災した組織からの要請であったため、救援は望んで受け入れられ、うまくいきました。

2004年には、インドネシアのバンダ・アチェで、



図10 2002年 オランダ・ウェイク・バイ・ドゥールステーデ



図11 2004年 インドネシア・バンダ・アチェ



図12 2009年 イタリア・ラクイラ



図13 2009年 ドイツ・ケルン

クリスマス翌日の夜に津波が発生しました(図11)。私たちは個人のネットワークを通して連絡を受けましたが、インドネシアはオランダ植民地時代の過去があるために、救援を求めていなかったことが分かりました。

それから2009年には、イタリアのラクイラで地震が発生しました(図12)。救援要請は外務省によって受理されていました。私たちは派遣チームの編成をはじめ、政府はこれに資金提供を考えていましたが、協議は中止となりました。イタリアがちょうど要請を撤回し、自国の専門家のみで作業を行うことができると判断したのです。

同じ年、2009年、ドイツにあるケルン市歴史文書館が倒壊しました(図13)。このとき、オランダ・ブルーシールド国内委員会はブルーシールド国際委員会に援助を申し出て、ブルーシールド・フランスとともにサポートしました。はじめに、私たちは実態調査を行うことを歓迎されました。その後、ドイツ側の窓口が、救援派遣の開始日、派遣者の滞在場所、一回あたりの人数、そして作業内容を判断しました。それは非常によく出来た運営でした。120名余りの人員が、救

助任務のためにブルーシールドに同行しました。現地のドイツスタッフは完全にすべてを取り仕切っており、状況をうまく整理していました。私たちがすべきことはすべて掲示されていました。

私たちの専門の中には、その時点で単純作業を求められたことや、特定の事例に対する専門家の知見が求められていないことを受け入れがたい人もいました。また、ボランティアは歴史文書館職員のストレスに敏感ではありませんでした。作業場ではたびたび緊張が走りました(図14)。多くの歴史文書が失われてしまつたように思えるので、彼らは自分の仕事に確信を持てず、こうした事態が起こったことに疲弊していました。ボランティアの中には、修復作業を改善するための提案が歓迎されなかったことから、かなり動揺していた人もいました。ブルーシールドは、頼りにできる非常に広範なネットワークがあったのに、任務から戻ったボランティアと充分なコミュニケーションを取らなかつたという業務評価を教訓にしました。皆がバスから降りたら、程度の差はあるにせよ、そこで終わってしまうのです。

それから、2011年にはCMICの演習が行われました(図15)。ハーグにおける民間人と軍隊の演習の中でも大規模な訓練です。通常は人道援助に重点を置いていましたが、今回は文化遺産もシナリオに含まれていました。ブルーシールドの代表者たちは、軍隊とは関係がない、文化遺産関係の職員の役を演じることになりました。

さて、結論は、どのようにオランダ・ブルーシールド国内委員会に救援要請が届いたか、ということになります。オランダ大使館、独自の文化遺産ネットワーク、ブルーシールドの個人ネットワーク、あるいはブルーシールド国際委員会のいずれかでしたね。そして、成功への鍵は何だったでしょうか(図16)。一般的に、ブルーシールドの国内委員会であれば次のようなこと



図14



図15

Effective coordination by the country/region/institution where the disaster took place

Blue Shield:

- Gather information on the local situation
- Guide your volunteers:
 - extensive briefing
 - how to behave: respect, no ego
 - expectation management
 - I volunteer: first point of call
 - follow-up

図16 成功への鍵

が大切です。まず、たとえ法的地位がなくても、ネットワークを構築して、それを大切にしてください。彼らの委託する仕事に取り組み、その分野で重要な人物だと認めてもらえるように、また、あなたと連絡を取れる場所を知らせるように気を配ってください。自然災害の際に非常に重要なのは、国内にそうした災害に関与する優秀な中央委員会があることです。

緊急事態が発生した場合には、ボランティアを派遣するのであれば、彼らがどのような役割を担当するのか確認してください。経験豊富な専門家は、専門知識を充分に發揮できないことを受け入れがたく思うことがあります。その仕事が彼ら自身にとってあまり満足のいくものではないかもしれないという実事を、彼らに知らせてください。仕事は救援要請を出した当事者のためのものです。あなたが大きな組織の一員であることを考慮してください。あなた自身の利益のために行なってはいけません。助けを必要とする人々のために行ってください。あなたの自尊心については忘れしてください。

それから、ボランティアには情報を充分に周知して、充分な準備をさせてください。彼らの期待をたしなめなければなりません。人は期待される以上のことをしがちですが、これは摩擦を引き起こし、生産性が低下するおそれがあります。

そして、その地域の状況に関する情報を収集してください。関係者に適切な情報が提供され、救援を受け入れる準備ができていることを確かめてください。同意がどのレベルでなされたのか確認し、フィールドワークに従事する人たちがいればその情報も提供してください。

被災地においては、専門家にとってストレスの多い

状況をボランティアに知らせてください。また、ボランティアには、被災地と、彼らとともに働く人々に敬意を払うよう心構えをさせてください。受け入れ国での取組み方を尊重し、依頼がなければ干渉してはいけません。

後で使用できるような適切な業務評価を作成し、新たな緊急事態が起きた際はより優れた救援活動ができるようにしてください。そしてアフターケア、すなわち被災地を離れた後のボランティアのことを忘れないでください。彼らに情報を伝えつづけることは、彼らが献身してくれたことに対して重要なことです。一人のボランティアがすべてのボランティアに呼びかけるポイントになっており、彼らの仕事に責任を負っているのです。

さて、ブルーシールド国内委員会には何ができるのでしょうか？専門家ネットワークとは別に、文化遺産専門家と一般市民の間での意識向上が非常に重要です。二つの示唆に富んだ例があります。ブルーシールド・ノルウェーは、文化財保護の基礎を教えるために、「文化財保護啓発トランプカード」のセットを再発行しました(図17)。その目標は、任務に派遣された軍隊の間で意識を向上させることでした。これらのカードは、もともと米軍のために、「イラクの自由作戦」、アフガニスタンの「不朽の自由作戦」、エジプトの「ブライトスター演習」の合間に作られたものでした。公共スペースでの巡回写真展は、オランダ・ユネスコ国内委員会をパートナーとして、一般市民の意識向上を目的としていました(図18)。この展覧会は、ヨーロッパの数か国を巡回しました。

オランダ北部のフローニンゲン州では、地域内での天然ガスの採掘によって定期的な地震に直面しています。



図17



図18

す。美しい歴史的な教会を含む多くの建造物が被害を受けています。ブルーシールドは、デルフト工科大学、ハーグのマウリツツハイス美術館、フローニンゲン州の教会基金とともに、3Dスキャンと文化財保護のプロジェクトを開始しました(図19)。3Dスキャンにより、色を含めた建造物の完全な3D画像を作成することが可能で、これを修復に活用することができるのです。学生たちは、文化遺産研究施設の依頼により、アプリケーションの開発を頼まれています。マウリツツハイス美術館は、たとえば、17世紀の素晴らしい美術コレクションを収蔵していますが、絵画の3Dプリントを実験しています。科学者や文化遺産専門家が文化遺産保護の解決策を見つけようと努力する興味深いプロジェクトなのです。

オランダ・ブルーシールド国内委員会は、国際的なブルーシールドの仲間に日本を歓迎します。ブルーシールド国内委員会協会(ANCBS)は、ブルーシール

ドの新しい法規が今年9月の総会で承認されればすぐ役目を終えます。ANCBSの設立以後、ブルーシールドの国際ネットワークはそれほど強くはありませんでした。オランダ・ブルーシールド国内委員会は、ミラノで開かれたICOM総会で、すべての組織委員会に向けた会議の開催を主導しました(図20)。私たちの目標は、アイディアを交換し、互いのことを学び、パートナーシップを開始し、可能であれば互いに援助を行うことでした。この会議ではロビン・リデットさんが議長を務めました(図21)。写真の右側の、ブルーシールド・オーストラリアと、ブルーシールド国際委員会の臨時委員会のメンバーでいらっしゃる方です。左側は、オランダ・ブルーシールド国内委員会のアンゲラ・デレベケ事務局長です。ビーター・ストーン博士(図22)は、ニューカッスル大学ユネスコセンター「文化財保護と平和」のチエアホルダーで、ブルーシールドUK議長、ブルーシールド国際委員会事務局



図19 フローニンゲン・聖ヒッポリュトス教会での3Dスキャン



図20



図21

長も務められています。ここでは、ブルーシールドの最近の進展と計画を参加者に伝えいらっしゃいます。たとえば、戦略的計画の策定、それぞれの国内委員会が独自に発表できるようなテンプレートを装備した新規ウェブサイトの制作、文化財保護基金の臨時委員会の申請で、ブルーシールドの有給事務局の設置手段が生まれる可能性があります。

会議では、17の国内委員会から50名以上の代表者が出席し、体験談や、良い実践とアイディアをサブグループで共有しました(図23)。グループは、結論、アイディア、臨時委員会の勧告を持ち寄りました。もっとも重要な勧告は、まず、すべての国内委員会のための有効なオンライン・プラットフォームを備えた新規ウェブサイトの制作。次に、国内委員会の申請承認手続きについて、審査プロセスの内容、責任の所在と範囲、回答期限についての明白な手続きを作成し、配布すること。それから、コミュニケーションチーム

やワーキンググループを組織することでネットワーク全体のコミュニケーションを改善し、全委員会の活動に関する定期的な更新情報を送信することによって、全委員会の参画を促すこと。そして、ブルーシールド設立の父であるICOM、ICOMOS、ICA、IFLAからの構造的財政支援の要請について議論することです(図24)。

日本とブルーシールド・ネットワークについていえば、日本は、国内委員会のネットワーク内で重要な役割を果たすことができるでしょう。たとえば、他の国々は日本から地震の専門知識を学ぶことができます。一方で、日本は他国の専門知識から学ぶことがあります。たとえば、オランダにおける水の管理分野などです。ミラノでの会議で、私たちはあるトレンドが始まる 것을望んでいました。国内委員会でより多くの相互作用が起こる、というトレンドです。お互いの経験、最良の実践方法、そして専門知識を共有



図22



図24



図23



図25

すること。私は、日本が9月にウイーンのブルーシールド総会にいらっしゃることを願っています。また、是非ともEメールグループに加わっていただきたいですね。ご覧になりましたように、国内委員会の設立準備をしている沢山の国があります。ちょうどレバノンが加わったばかりで、中南米の数か国も加わる予定です。そして、2019年に京都で開催される次のICOM総会は、ミラノでの成功した会議の後のフォローアップとして、すべての委員会の共同プログラムを組織する絶好の機会であると思います(図25)。ICOM日本委員会が加わることを心から願っています。この最初のネットワーク会議では、自分たちの活動についてお互いに情報交換を行いました。ブルーシールドが約束

を守り、新しいウェブサイトが開設されれば、国内委員会の世界各地での活動について、より知ることができるようになるでしょう。京都では、この気候変動の時代の重要なテーマとして、ブルーシールドと自然災害救援に重点を置くことになるでしょう。オランダは用意がでております。どうもありがとうございました。

参 照

- [図1] Available at:
<<https://www.youtube.com/watch?v=v64HUif7oXO4>>
[図5] Available at:
<https://www.youtube.com/watch?v=h0iL7k_R0LM>

中南米地域のICOM防災活動

サミュエル・フランコ・アルチエ
グアテマラ、ICOM-LAC委員長



まず初めに、地球の反対側からこの美しい国に私をお招きいただきまして、心より感謝申し上げます。中南米地域での我々の経験を共有できることは大変光栄です。

さて、最初に、中南米地域のICOM加盟国について少しお話したいと思います。ほとんどが南米にありますが、19か国が加盟しています(図1)。私はこれらのうち、グアテマラという国から参りました。我々の国は中南米(Latin America)とカリブ諸国(the Caribbean)を合わせた地域連携、すなわちLACの一部です。グアテマラと日本は遠く離れた位置にありますが、実は近い問題を共有しています。我々はかの

有名な「環太平洋火山帯」の一部なのです(図2)。これを地理学的に違った観点から見てみましょう。日本とグアテマラが異なるプレートの上に位置しているのが分かりますね(図3)。グアテマラは中米の中央から右寄りのこの位置、ココスプレート、北米プレート、カリブプレート、南米プレートのあいだにあります(図4)。国際連合大学の作成した「危険のある国」のリストによると、グアテマラは4番目に危険だそうです。太平洋はもっとも危険のある地域を擁しており、第一位はバヌアツで、第二位はトンガ、第三位はフィリピン、そして第四位がグアテマラです。さらに、中米からはニカラグア、エルサルバドル、コスタリカが

- Argentina
- Barbados
- Bolivia
- Brasil
- Chile
- Dominican Republic
- Colombia
- Costa Rica
- Ecuador
- El Salvador
- Guatemala
- Haiti
- Mexico
- Panama
- Paraguay
- Peru
- Uruguay
- Venezuela

図1 ICOM-LAC



図2



図3

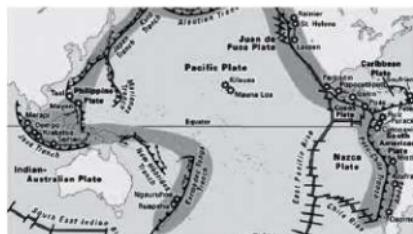


図4

トップ10入りしています。他にはソロモン諸島とパプアニューギニアがはいっています。

これらがもっとも危険のある地域である理由として、地理的な位置関係だけでなく、インフラ開発の面も考慮に入れられています。少なくとも中南米における防災活動のための資金の大部分は、元々はその国の教育やインフラ開発のための資金なのです。残念なことに、こうした資金は緊急事態の対応にまわされます。そのためには我々はいつも貧乏なのです。発展を望んでいないのではなく、お金がはいってきても、毎年、あるいはもっと頻繁に、これらの緊急の案件のために投出せざるを得ないのでしょう。

まずは噴火のような、火山活動の事例をご紹介しましょう(図5)。歴史的には、アラスカを除いて、同じ地域で噴火が起こっています。グアテマラはとすると、10万8千平方キロメートルの国土に33の火山があります。このうちの5つは活火山です。こちらが私の住んでいる場所、グアテマラの旧市街です(図6)。ラ・

アンティグア・グアテマラと呼ばれており、1531年にスペインによってメソアメリカに初めて建てられた街です。中央アメリカ連邦共和国の首都でもありました。そして、この主要な街は3つの火山の間に位置していました(図7)。このうちの一つは活火山で、「炎の火山」と呼ばれています。先週、標高5千メートルを超える噴火を起こしました。今年はより活発になると予測されています。我々はこうしたものと共に暮らし、備えをしていかなければならぬのです。

こうした火山活動のために、この旧市街は1772年に大地震に見舞われました。それはグアテマラの都市が現在の位置に移動せねばならぬほど巨大でした。この地震の痕跡は今も残っています。こちらは、我々が平時に見ている火山活動です(図8)。ロマンチックな観点からは美しいですね。危険に変わりうるからこそ、美しいという方が良いように思います。

また、プレートに囲まれているために地震が引き起こされます。もっとも甚大な被害をもたらした地震の

- 1815, Mount Tambora, Indonesia
- 1883, Krakatoa, Indonesia
- 1912, Novarupta, Alaska
- 1980, Mount Saint Helens, USA
- 1985, Mount Ruiz, Colombia
- 1991, Mount Pinatubo, Philippines

図5 主な火山活動



図7



図6



変遷がこちらです(図9)。グアテマラでは一日に200回もの地震があります。もちろん、それらはすべてマグニチュード(単位: M 別名: リヒター・スケール)1以下ですが、いつも揺れています。1976年の地震は最大級で、23,000人が亡くなりました。環太平洋火山帯にある他の国、たとえばペルーでは1970年にM7.9、チリでは、M8.3やM8.8を観測したことがあります。右の数字は地震の死傷者数です。ハイチでの



図8

- 1939, Chile, 8.3 Richter scale, 28,000
- 1960, Chile , 9.5 Richter scale, 1,500
- 1964, Alaska, 9.2 Richter scale, 140
- 1970 Peru, 7.9 Richter scale, 70,000
- 1972, Nicaragua, 6.2 Richter scale, 19,320
- 1976 Guatemala, 7.6 Richter scale, 23,000
- 1985, Mexico, 8.1 Richter scale, 5,000
- 1999, Colombia, 6.4 Richter scale, 1,900
- 2010, Chile, 8.8 Richter scale, 525
- 2011, Japan, 9.0 Richter scale, 16,000
- 2015, Ecuador, 7.8 Richter scale, 700

図9 地震

Riesgo sísmico en América Latina

América Latina y el Caribe están entre las regiones más expuestas a terremotos en el mundo



図10

死傷者数は別の図の通りで、左のバーは非常に高いリスク、中程度、低リスクを表しており、環太平洋火山帯全体が、基本的に地震活動が非常に活発であることを示しています(図10)。図11はグアテマラの位置する場所です。先ほど申し上げた通り、4つのプレートの間には大きな張力があります。ここでの地震は、ほぼ50～60年ごとに起こるといわれています。最後の大地震は1976年だったので、私たちは次の地震に備えています。これらは、1772年の地震の遺跡の一部であり、ラ・アンティグア・グアテマラはその後再建されました(図12)。

我々の抱える直近の別の問題は、気候変動です。しかしゴミの投棄のような人為的なものもあります。ペットボトルやゴミの残骸がこちらです。川にゴミを捨てるのは悪い癖ですね。最近10年間にいくつかの熱帯暴風雨を経験しましたが、当然ながら30～35時間雨が降り続います。この雨がゴミを押し流して、橋を塞いでしまうのです(図13)。これは自然災害と結びついた人為的要因であり、ゴミの投棄のような癖に注意を促せば軽減できます。

1976年の地震は甚大な被害をもたらし、23,000人



図11



図12

が亡くなりました。我々はスペイン植民地時代の歴史遺産を持っていましたが、そうした教会や建物の多くは地震によって倒壊しました。木の破片や、物品や彫像といったものを断片的に救出することもできたはずでした(図14)。しかし残念なことに、このときまでに我々は全く経験を積んでいませんでした。軍隊、赤十字、消防士などの緊急対応の機関が来て、軍のブルドーザーが撤去してしまいました。軍が文化遺産をどのように扱うべきか、ガイドラインも知識も無かったため、美術品の多くのを救うことができませんでした。これは悪意があったわけではなく、もちろん人命が優先されるべきでしょう。しかし、軍は2015年のネバール地震のように、壁を撤去しながら文化財を救うこともできるはずなのです。

次に、2010年のハイチ地震も巨大なものでした(図15)。スミソニアン協会、ICCROM、およびいくつかの機関が被災地にはいり、多くの文化財が保存されました。図16はスミソニアンからのチームです。日本で開催された前回のブルーシールド・シンポジウム

に登壇されていた、コリン・ウェグナーさんが写っていますね。スミソニアンのチームは、ハイチで非常に良い仕事をしました。ハイチが国際的な援助と緊急対応を受け入れたのは、このときが初めてでした。残念ながら、世界中からさまざまなNGOが現地に来ていたこともあり、沢山の資金があったにもかかわらず、管理にあたって混乱が起こってしまいました。災害が起った後、資金の不正使用を防ぐことも非常に重要なことです。

熱帯暴風雨の話に戻ります。カリブ諸国におけるハリケーンは本土にも被害を及ぼします。たとえば、「ミッチ」「スタン」「アガサ」といった名前のハリケーンは、過去数年間に我々も経験したものです。図17は、米国にも上陸し、甚大な被害をもたらした熱帯暴風雨の変遷です。ハリケーン・カトリーナはニューオーリンズを被災させました。

雨や暴風は、スペイン征服以前の時代の遺跡に被害をもたらします。メキシコとグアテマラにマヤ文明があったのはご存知かと思います。図18はマヤの大都



図13



図14



図15

市であったティカルの遺跡です。写真は昨年撮ったものです。我々はここでリスク評価を行いました。これは主要な寺院ですが、風雨にさらされて朽ちかけています。それらは石材に深刻なダメージを与えるのです。石は何年も風雨に耐えられると思うかもしれませんが、これは西暦250年くらいのもので、非常に傷んでいます。一つの大きな問題は、樹木の根が非常に短いため、風を受けると樹木を支えきれず、考古遺物の上に倒れかかって壊してしまうこともあります。

津波は中南米にもあり、ペルトリコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ニカラグアを襲いました(図19)。直近のものはチリで発生し、深刻な危機をもたらしました。過去数年間、チリには自然災害が多かったです。チリとグアテマラはブルーシールドがあります。中南米においてその2か国にあるということには、明白な理由があるのです。

エル・ニーニョとラ・ニーニャは5年ごとに発生する自然現象です(図20)。これは気候条件による温度変化が原因ですが、この変化は熱帯暴風雨を生み出す

原因でもあるのです。

火災も大きな問題です。図21は、この都市の歴史遺産です。歴史の中心地であった場所ですが、多くのレストランや屋台が食べ物を調理するためにガスボンベを使っていて、取扱いを誤ったり、密閉栓が古くなっていたりするのです。昨年、一区画を全焼させた大火災がありました。幸いにも、近接する場所に日本の国際的開発機関から水の消火栓を寄付していただけたおかげで、消し止めることができました。そもそもれば、隣の区画の建造物すべてに延焼していたことでしょう。その一帯には博物館、公文書館、図書館などがあり、我々はリスク評価を行いました。結果は高リスクでした。ガスボンベを使う屋台に囲まれ、外壁には沢山の亀裂があるなど、多くの問題がありました。

人的要因による問題もあります(図22)。グアテマラは暴力行為においては世界で五本の指にはいるでしょう。これは死者、略奪者、騒擾行為、ギャングの多さによると思います。それはまるで軍事上の大きな問題であるかのようです。我々の国は国際紛争をして



図16

- 1976, Vargas, Venezuela
- 1992, Andrew, The Bahamas, USA
- 1998, Mitch, Central America, Mexico
- 2004, Charley, Jamaica, Cuba, USA
- 2004, Ivan, Venezuela, The Caribbean, USA
- 2005, Wilma, Antillas, Central America, USA
- 2005, Katrina, The Bahamas, USA
- 2005, Stan, Mexico, Central America
- 2016, Mathew, Colombia, Venezuela

図17 ハリケーン



図18



いませんが、国内の紛争や、社会的・政治的な抗議行動、街頭抗議を引き起こす不安定な政府を抱えています。落書きをしたり、歴史的なガラスや記念物を壊したりするのです。麻薬ディーラーも危険な存在です。メキシコとグアテマラは、米国に持ち込まれるコカインとヘロインの中継地点になっています。アメリカ大使館の最近の調査によれば、はいってくるコカインの65%がグアテマラを経由しているそうです。

これが文化遺産とどう関係しているのでしょうか。実は、グアテマラやメキシコを根城にしている麻薬密売の元締めは、資金洗浄のために、考古遺物や植民地時代の美術品の略奪を委託しているのです。そのようなわけで、彼らは文化遺産を取引したがるのです。

- 1918, San Fermín earthquake, Puerto Rico
- 1932, Jalisco earthquakes, México
- 1960, Valdivia earthquake, Chile
- 1979, Tumaco earthquake, Colombia
- 1992, Nicaragua earthquake, Nicaragua
- 2010, Chile earthquake, Chile
- 2015, Chile earthquake, Chile

図19 津波



この2、3年で多くの個人コレクションが盗難にあい、多くの考古遺跡が荒らされ、麻薬ディーラーの手に渡ったのです。

また、やみくもな観光開発もあります。たとえば、来年9月、キューバのハバナで中南米ブルーシールドの大きな会合が開かれます。キューバには今まさに変化が訪れています。フィデル・カストロ氏が亡くなった後、一気に門戸が開かれた歴史的な時期なのです。それは観光にも開かれています。ユネスコ世界遺産にも登録されているハバナの歴史地区は、非常に保存が行き届いています。キューバは非常に優れたシステムを持っているのです。しかし、我々は、観光が間違いくこうしたものに打撃を与えるだろうと心配してい

- El Niño is the phenomenon associated with the unusual large warming that occurs every few years and that changes the local and regional ecology. Most dangerous and destructive

- La Niña is the opposite, consisting of a basin-wide cooling phenomenon of the tropical Pacific.

(Trenberth 1997)

図20 エル・ニーニョとラ・ニーナ



図21

ます。

そしてもちろん、武力紛争があります。グアテマラやチリでは革命が起こりました。我々は30年近く続いた武力紛争を経験していますし、コロンビアではFARCのような反政府勢力との内戦が続いていました。

文化遺産の不正取引については、ブルーシールドの

- Thefts, looters
- Vandalism, gangs
- Social and political protests
- Drug dealers
- Badly planned tourism
- Armed conflicts

図22 人為的要因



図23

コミュニティで主要な問題として取組んでおります。不正取引は災害をきっかけとしています。そこで昨年12月に、ユネスコ、インターボール、スペインの協力機関の主催による地域会合がありました。我々は、組織・人材育成、文化遺産リストの発行、国際標準の登録IDによる識別といったアイディアの重要性について話しました。これらが揃えば、空港や国境の税関で、インターボールがコンピューターから盗品に関する情報のファイルを引き出すことができます(図23)。インターボールには胸染みのあるこうした登録IDと、国際標準のフォームを、すべての博物館や所有者に奨励しています。

また、我々は地域ネットワークとして活動します。ここにはカリブ諸国の中7か国、キューバ、ドミニカ共和国、中米諸国、ペルーが含まれています。我々は一つの地域ですので、地域独自の不正取引への対応策や、中米とメキシコから発行された地域独自の危機遺産リストを持っています(図24)。危機遺産リストは非常に高価です。グアテマラが自国のリストを作成したい場合は、ICOMがそれを発行することになりますが、93,000ユーロも費用がかかるのです。

また、その地域の緊急対応チームを持つことが重要です(図25)。グアテマラで最初のチームがつくられ



図24 危機遺産リスト

たのは1969年です。博物館・美術館、公文書館、図書館、国家非常事態の対応機関からの専門家が、一つのネットワークにおいて共働し、互いに助け合うという考えです。文化遺産の取扱い方や利用すべきインフラを、ネットワークに関わる全員に助言する必要があります。ある緊急事態にある場所に到着したい場合は、ヘリコプターが必要であればヘリコプターがありますし、クレーンもあります。我々は準備が整っています。こうしたことには1960年代から取り組んできたのです。

これらのネットワークには、グアテマラの国家防災調整機関であるCONREDや、国立地震学・火山学・気象学・水文学研究所が加わっておりますので、我々は毎日何が起こっているのか、海の潮流や風はどのような具合か、ハリケーンが来るかなど、ウェブサイトで監視することができます(図26)。また、すべての中米諸国と連携した中米防災協働ネットワークもあります。チリは独自に内務省と協力しています。カリブ諸国には緊急災害時の統括機関が一つあります。あとは、その他の対応機関となりますが、これらは世界中をカバーしているグローバルな機関です。我々は同じ地球上でつながっているのです。

中米の防災国家調整機関は、2005年の兵庫行動枠

- Coordination of cultural emergency response teams with experts of museums, archives, sites, libraries, and the National Emergency response agencies who include the Army, Police, Firemen, Red Cross and others (Blue Shield).

図25 緊急対応チーム

- CONRED, National Coordinator for Disaster Reduction, Guatemala
- INSIVUMEH, National Institute of Seismology, Volcanology, Meteorology and Hydrology
- CEPREDENAC, Central American Coordinator for Disaster prevention
- ONEMI, Chile, National Office of the Interior Ministry for Emergencies
- CDEMA, Caribbean Disaster Emergency Management Agency
- CDERA, Caribbean Disaster Emergency Response Agency
- CRID, Regional Disaster Information Center for LAC
- GFDRR, Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

図26 ネットワーク

組と、仙台防災枠組を支持しています。我々はそれらに従いますし、それらが公開され承認されたのとまったく同じ年に、ハーグ条約の議定書を批准したのです。

グアテマラのブルーシールド国内委員会の結成について少しお話しします。これは2012年にスタートしました(図27)。当時、私はICOMグアテマラ委員会の委員長でした。それから中南米・カリブ諸国会合を開催し、当時のブルーシールド国際委員会(ICBS)委員長を招待しました。その頃すでに我々は、外務省と文化省の助けを借りて、いくつかの史跡に看板を立てたり標章をつけたりしていました。ICBS委員長を招待したのはその時が初めてでしたが、ブルーシールドに関するプレゼンテーションを行い、課題について意見を交わしたのです。翌年、外務省とICOMグアテマラ委員会の助けを借りて、私たちは、ブルーシールドの提言を発表するために、さまざまな人々を会合に招待しました。4つの柱となる組織、研究施設、緊急時対応機関、国防省、教育省、内務省、大統領秘書、赤十字、消防士など、40名ほど集まりました(図28)。



図27



図28

我々は、彼らが何を考えているか、どうすればブルーシールドを重要だとみなすのか、さまざまな調査をしました。結果、満場一致で誰もが優先事項であると答えました。

これがプロジェクトの最初の立ち上げでした。我々は標章をつけていきました(図29)。この写真は、大統領が執務する国家宮殿です。こちらは、考古遺跡ティカルの入り口です。我々は三つの世界遺産に注力しました。ティカルと、同じく考古遺跡であるキリグア、そしてアンティグアです。

その後、2014年にブルーシールド総会に出席しました。また、ハーグ条約60周年を祝いました。これはその年の4月に、ニューカッスル大学、ウイーン市、世界考古学研究所などがローマで主催したものです。そこには、文化遺産に関与した最初の軍隊であるイタリアの国家憲兵隊カラビニエリからのプレゼンテーションもありました。彼らはイタリアの文化財救助のための特殊部隊と分團を有しています。これはNATOも同様で、ブリュッセルでブルーシールドにコミットしているのです。こちらの写真には、ビーター・ストーン氏、ICOMのデマラー氏、ブルー

シールド国際委員会の現委員長であるカール・フォン・ハブスブルク氏が写っています。それから2015年には、我々にとって新しい試みでしたが、専門的な研修を受けました。スミソニアン協会、ユネスコ、ICCROM、そしてユネスコ・オランダが協力して「文化は待てない、非常時の文化遺産応急措置」というコースを主催していました。これは毎年開催されるもので、世界でもっとも危険な国から20名を集めて研修を行っています。我々は、消防、地震時といった多くのシミュレーションを行い、消火器をはじめとする装備の使用法を学びます(図30)。2016年に、アンドレアさんが先ほどおっしゃったミラノでの会合に参加した後、我々は、中南米で研修ができるだろうかと考え始めました(図31)。指導、学習、ワークショップを通じた知識、リスク評価、緊急時準備、マニュアル、実践的なシミュレーション行動を再現するのです。また、これはとても重要なのですが、緊急用キットボックスも必要です。ゲアテマラでは、懐中電灯、電池、トランシーバー、救急セット、小物類、食料と水、身分証明書などをバックパックに詰めてベッドの横に準備しておくことを推奨しています。どの施



図29



図30

設にもキットボックスが必要です。常に誰でも動かせるように車輪をつけておくとよいでしょう。そこには必要な道具がすべてはいっています。地震で部屋や博物館内に閉じ込められた場合に壁を壊せるようなハンマーやドライバー、そうした緊急時に必要なあらゆる道具です。

我々はいくつかの援助をもとに組織・人材育成を開始しました。オランダでの運営経験から、クラウス王子基金の助成するプロジェクトに応募する機会を得ました。この基金には文化財緊急事態対策基金があり、組織・人材育成のために10,000ユーロを提供いただきました。プログラムにはICOM、ユネスコ、そして文化省も加わりました。我々は国内のさまざまな場所でワークショップを開始し、軍隊を招へいしました。これは、日本からの寄付によるティカル保存センターです(図32)。ここで理論と実践の両面から講義を行いました。ハーグ条約について話をし、グアテマラのユネスコ代表者が来たこともあります。こちらは危機管理を任務とする国家機関からの講演者で、我々が従わなければならぬガイドラインと規準を与えてくれました(図33)。これはティカル遺跡で、ワー-



クショップの一つを実施しているところです(図34)。アンティグア、ティカル、グアテマラ市街地はそれぞれ異なる特徴を持っています。世界遺産であるアンティグアでは、博物館、図書館、公文書館、軍隊、その他の文化機関からの参加者を含め、演習に適した20名ずつのグループを編成しました。

こちらの史跡では、倒木による損傷などのリスク評価を行いました。そして最後に、ユネスコ代表者と文化省の署名入りの卒業証書を授与しました。証書が欲



図31



図33



図32



図34

しい人は少なくありません。ブルーシールドは赤十字ほど認知されていないので、公的な認知を得ることが重要です。あなたが赤十字を見ればすぐに、事故や病院を連想するでしょう。しかし、ブルーシールドの方は、何であるか分からずに通り過ぎてしまいます。日本でもこれを広めるには、教育のための論文やパンフレットを発行しなければなりません。アンドレアさんが報告で見せてくれたトランプカードのように、創造的なアイディアが必要です。

ほかにも、主に博物館のスタッフを対象とした研修を行いました(図35)。さまざまなタイプの消火器とその使用法を知ることは、地域やコレクションに合った消火器のタイプを知る上で重要です。参加者が消火器を調べてリスク評価をしたところ、使用期限が切れてから5年経過していることが分かりました。中身が乾燥しきっていたのです。こうなると緊急時には役に

立ちませんので、粉塵、液体、気体といった内容物に応じて、毎年または半年に1回は定期点検するように意識づけしなければなりません。また、中南米やグアテマラ国内の小さな村では赴くことができないので、出張所として地域トレーニングセンターを開設しています。我々は常時の出張所を開設することで、研修と、火災や家屋の破壊といった実践的シミュレーションや、子供を同伴した同様のシミュレーションを行うためのインフラを持つことができます。また、文化財を保管し取扱う方法と、その際に用意すべき資材、たとえばスポンジ、ジッパー付き袋、手袋、紙といったどこでも買える基本的なものを使う方法を知ることができます(図36)。



図35



図37



図36



図38

また、我々の研修の一部では、無形文化遺産を集中的に扱っています。益田さんがおっしゃられたように、報告の映像の中で、日本では文化保存がいかに重要であるか認識されているようで、感銘を受けました。図37は、シャーマンすなわち祈祷師の儀式が行われる聖なる場所です。これもブルーシールドの対象となりうるでしょう。あるいは、ボラドーレスの上演をする場所も、人が落ちて亡くなってしまうこともありますが、聖なる場所です(図38)。ここで地震が発生

し、このポールが崩壊した場合、どうなるかは我々にも分かりません。また、無形の知識として、このような聖週間のカーペットや、「死者の日」の帆、それから異教の神や偶像、伝統舞踊のダンサーなどがあります(図39)。組織・人材育成のワークショップにおいては、基本的に、被災前と被災後におけるフィールドワークの記録方法、そして無形文化遺産のフィールドワークの方法、地震発生前に取得すべきデータなどを学びます。

図40はネパールであり、グアテマラから遠く離れた国です。2015年、我々がオランダにいたワークショップ最終日の後、この地で地震が起ったのです。私はボランティアで、単身ネパールへと無形文化遺産の記録に行きました。地震の影響を確かめることが重要でした。先ほどの映像で見たようなことが、ネパールでも起こっていました。彼らは瓦礫の中で踊り、山車が登場しました。その年は、人々の信仰がより強くなったのです。それは、こうしたお祭りが特別な精神の営みであるからなのです。この写真は地震の翌日



図39



図40

に撮影されたものです(図41)。ここはクマリの館といつて、カトマンズの生きた女神であるクマリの住む宮殿です。彼女は地震を生き延びて、その場所にいました。地震から4か月後、彼女が神輿に乗って通りに現れるお祭りがありました。我々は、こうした伝統に与える地震の影響を記録することに关心がありました。しかし、伝統は地震より強いものでした。山車が瓦礫

や木片の中を進んでいくのは素晴らしいものがありました。人々は踊っていて幸せでした。こうしたことがあるからこそ、無形遺産の記録について考えることは非常に重要なのです。

これで私のプレゼンテーションを終わります。ご清聴ありがとうございました。◆◆

文化遺産防災ネットワークの取組と展望



栗原祐司
国際文化財機関本部事務局長

日本では、残念ながらまだブルーシールド国内委員会ができていませんが、設立に向けて、どんな活動を行っているかをご紹介します。

東日本大震災での文化財レスキュー

東日本大震災から6年が経過しました。日本の文化財保護史上、未曾有の震災を踏まえ、私どもは文化財をどう救つたらよいかいろいろ考えました。そのとき阪神・淡路大震災での文化財レスキューの取組を参考にしながら活動することにしました。ただし、阪神・淡路大震災は範囲が限定された直下型の地震であったのに対し、東日本大震災は非常に広範囲で、しかも津波被害と放射線被害があり、長期間にわたる非常に苦しい取組でした。

文化財レスキューでの具体的な活動の一つは、まず、被災した文化財を安全な場所に移すことでした(図1)。東日本大震災では陸地部で文化財が破壊されました。さきほどアルチエさんから話がありました、日がたつとダンプカーがはいってきます。ダンプカーに被災した文化財が潰されないよう、安全な場所に素早く移さなければなりません。また、東日本大震災では津波

に洗われ、水をかぶったため、早く安全な場所に避難させないとカビが生えたり、盗難にあってしまいます。まずは、早い段階で応急措置を行い、安全な場所に移動させることに取り組みました。

そのあとは修理です。これは現在も続いています。ただし、修理自体は文化財レスキューの対象ではありません。とにかく大至急、一次的に安全な場所に移して、応急措置を行い、安定した環境のもとで保管することです。

対象は、基本的には動産文化財です。ここでは、いわゆる指定文化財だけでなく、未指定の文化財も対象としました。また、博物館に収蔵されているような美術工芸品のみならず、公文書や図書、場合によっては無形文化財も含めた幅広い文化財に対処しました。つまり、cultural propertyというよりheritageです。日本的な感覚の「文化財」だけではなく幅広いものも教おうと取り組んできました。

文化財レスキュー体制

文化財レスキューは、基本的には文化庁の指導のもとで行いました。日本は行政の権限割りがあつて、自然史系資料、公文書、図書、無形文化財などいろいろなものを対象にしようすると、一筋縄ではいきません。そこで、図2に示すような複雑なスキーム図をつくり活動しました。簡単にいうと、政府、文化庁の支援のもとに行うということです。ただし、日本は3月末に会計年度が終わるため、すぐに予算を動かすことができませんでした。また、国の予算は使いにくいところがあるので、基本的には寄付金を募り、寄付金を財源にして活動するようにしました。そのとき、国がみずから動くのではなく、私たち国立文化財機構が文化庁の指導のもと実行部隊となって活動しました。ただし、

目的

地震によって被災したあらゆる文化財について至急安全を確保し、文化財の滅失を防ぐ。

措置

数出しても応急措置を行い、被災県または隣接した県の博物館・美術館の保管施設に文化財を一時的に保管する。

対象

主に動産文化財(絵画、工芸品、彫刻、民具など)とし、国の指定品か地方の指定品かを問わない。

図1 文化財レスキュー

実際に現場にはいるのは、全国各地にある、たとえば、日本博物館協会、全国美術館会議といったさまざまな団体の方々にチームを組んでもらいたい活動しました。

さらに、被災した現地で委員会を組織してもらい、自治体には文化庁なり文化財機構がスキームをつくるようにしました。全国各地の専門家をかき集めてチームをつくり、現地にはいって活動を行うようにしたわけです。

ちなみに、図2で現地本部とあえて書いたのは、東日本大震災は複数の県にまたがったためです。県がかわると体制が異なります。そのため、基本的に各県ごとに組織しました。ここに行政の縦割りの弊害がでましたが、基本的に行政が動きやすいような仕組みをつくるようにしました。そして、文化庁から各都道府県、地域の教育委員会に依頼すれば、公務として被災地の救援にあたれます。また、文化財・美術関係団体の方々にはボランティアとして動いてもらいましたが、文化庁のお墨付きがあることによって、官の仕事、組織の仕事として救援活動に携わっていただけます。そのような体制を一つのモデルにしながらやってきたのが、日本の文化財レスキューです。

公募したら6,000名を超える非常に多くの参加者をえました。私ども国の方組みだけでも、宮城県だけで40か所以上、全体では100か所以上で、学生、一般企業の方々にもご協力いただき活動しました(図3)。

文化財防災ネットワークと2016年度の活動

こういった東日本大震災での文化財レスキュー体制は、一段落すれば解散してよいのですが、せっかくさまざまな関係団体、専門家に協力してもらう仕組みができましたので、これをなんとか常置することを考え、2014年に私ども国立文化財機構のなかに文化財防災ネットワーク推進本部を組織しました(図4)。しかし、残念ながら予算がなかなかつけられないため、文化庁の予算をいただきながら、文化財防災ネットワーク推進本部は活動しています。最近減額されていますが、約2億円規模の補助金をいただいている。

やるべきことはたくさんあります。まず一つは、ネットワークの構築で、次に、文化財防災を行うための研究・調査、さらに人材育成です。この3つを大きな柱として取り組んでいます。

現在、「文化遺産防災ネットワーク推進会議」には国立公文書館が加わり21団体を数え、年2回程度、推進会議を開催しています。博物館、美術館、自然史博物館、公文書館、図書館、それから文化財の専門機関の方々といろいろ情報交換をしながら、文化財防災ネットワークの構築へ向けて取り組んでいるところです。

ただし、文化遺産防災ネットワーク推進会議は、各組織の代表者の集まりであるため、なかなか具体的なことがいえないという側面があります。そこで、もっと自由闊達に意見をだしてもらうため、個人の方々か

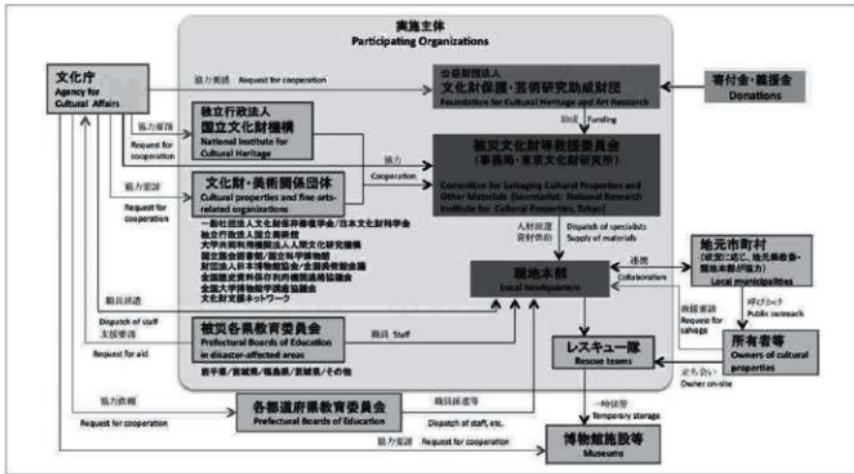


図2 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)

らなる「文化遺産防災ネットワーク有識者会議」を組織しました。ここでは議事録も作成しないからいいたいことをいってくれ、といっています。いうなれば、私ども文化財機構が行っているネットワークに厳しい意見をいただいたり、さばっていたらしきりやれというお叱りなど、大所高所からいろいろご意見をいただいています。この有識者会議も年に2回ほど開催していますし、委員長から要請があればすぐ開くようにしています。

全国史料ネット研究交流集会の開催

このような助言組織とは別に、東日本大震災後、全国各地に文化財防災や史料保存にかかる「史料ネット」というNPO団体ができ(図5)、それぞれで活動していました。それらをまとめて全国集会ができないかという話がありましたので、私どももサポートしながらこれまでに史料ネットの全国規模の研究交流集会を神戸、福島県郡山、愛媛県松山で3回開催しています(図6)。

文化庁の後援のもと、勢6,000名を超える参加者が文化財レスキューに加わった。政府は宮城県内40か所以上で行われた活動を支援した。歴史資料ネットワークのような非政府組織や各県の博物館・美術館の独自の活動も含めると、レスキュー活動は100か所以上で行われた。



図3



**文化財防災
ネットワーク**

CH-DRM Network, Japan

National Task Force for the Japanese Cultural Heritage
Disaster Risk Mitigation Network

主な任務

1. 体制づくり
2. 調査研究
3. 人材育成

図4 文化財防災ネットワーク推進本部の設立(2014年7月)

(23団体のうち17団体が
大学に事務局を置いている)



図5 歴史資料ネットワーク(史料ネット)

ちなみに、史料ネットは現在、日本の27都道府県で設立されています。この史料ネットは、母体となる事務局がないとなかなか活動できませんが、このうち17団体は地元の大学に事務局を置いています。私たちの目標は、まだ史料ネットができていない都道府県に設立することです。

なぜ、史料ネットが重要かというと、行政が動くには時間がかかるためです。行政が動く前にボランティアの方がいち早く現地にはいり、大事なものを救いあげる活動が一番大事です。行政が動き出したら、史料ネットの方々も一緒になって文化財レスキューを行うのがよいと考えています。こういった取組も積極的に行っていきたいと考えています。

図7は、被災文化財応急処置などの研修風景です。人材育成のために、文化財保存を中心とした被災文化財の応急処置の研修なども支援しています。

ここ1、2年、全国各地で津波、洪水、地震といった自然災害が相次いでいますので、それに対しても支援しています。そのなかでも大きかったのは、熊本地

震です(図8)。私たちも国立文化財機構のなかにある九州国立博物館が中心となって熊本地震の文化財レスキューを支援しています。

それ以外にもさまざまな調査研究、データベースの作成などを行っています。まだ十分に実績があがっているとはいえないところがありますが、引き続き、来年度もこのような取組を進めていきます。また、どうしても活動が国内になってしまふ傾向がありますので、本日のように海外の方をお招きしたり、中国、韓国と一緒に文化財防災についての会議を開いたりしています(図9)。これらの取組も引き続き実施していきます。

日本における災害対策と文化財

文化財防災ネットワークという観点で一言申し上げます。史料ネットのようなボランティアで活動を行っている団体はありますが、最終的には行政が動かないとなかなかうまくいきません。文化財レスキューは文



図6 全国史料ネット研究交流集会の開催(神戸、京都、松山)



図7 被災文化財応急処置研修等の開催

化庁が主体となっていますが、日本は軍隊がないので防衛省、警察、消防と連携しながら進めていく必要があります。

ちなみに、日本には災害対策基本法があります。また、各省庁がメンバーになっている中央防災会議があり、防災基本計画を作成しています(図10)。そのため、私どもの目標は、国の防災基本計画に少しでも文化財防災に関することを書いてもらうことです。さきほど国連防災世界会議のなかで話があったように、「仙台防災枠組」にいかに文化財に関するこ

れどもしていくかが議論されました。国の防災計画においても同じことがいえます。

そして、国の中下に47都道府県それぞれに防災会議があり、それぞれが防災計画を作成しています。また、県の下にある市町村のそれぞれも防災計画を作成するという重層的な仕組みができています。ところが、これらの防災計画に文化財のことが書かれているか調べてみると、過去に地震や津波の被害にあったところでは文化財防災についてしっかりと記述していますが、そうでないところはほとんど触れていません。す



図8 熊本地震文化財レスキューの支援(2016年)

- ・文化遺産防災体制の確立に向けた研究
- ・文化遺産データベースの構築
- ・災害対応および文化財レスキューのノウハウの訓練
- ・防災・減災のためのレスキュー基盤の構築
- ・博物館・美術館の災害ネットワークづくり
- ・国際会議への積極的な参加の支援

図9 2016年以降に向けた主な活動

- | |
|---------------|
| 中央防災会議 |
| 防災基本計画 |
| 都道府県防災会議 |
| 都道府県地域防災計画 |
| 市町村防災会議 |
| 市町村地域防災計画 |
| 都道府県相互間地域防災計画 |
| 市町村相互間地域防災計画 |

図10 災害対策基本法

べての自治体の防災計画において、文化財防災についてしっかりと記述してもらう取組が必要です。これは文化庁の仕事だという気がしないでもありませんが、文化庁と一緒に取り組んでいきます。地方自治の判断がありますので、強制的に書けとはいませんが、国としては指導・助言していくことが大事です。

もう一つ大事なことは、実際に被害に遭うと被災した自治体は機能しなくなるということです。そのため、隣の県、市町村が助ける体制が重要になります。各都道府県、各市町村それぞれが相互に協力しあう防災計画の作成が提言されています。過去に災害に遭ったところでは相互計画ができていますが、まだ全国各地でできているわけではありません。今後、文化財も含めたかたちで自治体相互の防災計画を作成すれば、いざ、災害が起きたときに協力しあえます。さらに、防災計画の中に文化財のことが書いてあれば、文化財についても相互に協力できます。こういった取組も文化庁と連携しながら考えていきたいと思っています。

文化財防災の課題

ブルーシールドに関する検討を始めたときに、日本では防衛省に協力してもらうことが必要だと考えました。現地にまっ先にはいるのは自衛隊なり警察です。たまたま知り合いがいたので防衛省にいきなり乗り込み、ブルーシールドをつくると考えているので、防衛省にも協力してもらえないかと話をしたところ、「そういう話は、国立文化財機構ではなく、文化庁から話があるべきですね」といわれました。このような提案は、中央防災会議という組織があるので、文化庁から防衛省へ、つまり、政府のなかで話があるべきであって、私ども現場がいきなり行つても筋が違うというわけです。当たり前の話です。文化庁と相談しながら、国の枠組みのなかで、いかに文化財防災の協力をつくるかが一つの大きな課題となっています。

もう一つ、一昨年、国連防災世界会議がありました。そこでは文化財そのものはメインテーマではありませんでしたが、文化財防災が大きな取組となっていたので、文化財機構として国際専門家会合を組織し、世界中の関係者を集めて文化財防災を考える会合を2015年3月11日～17日にちもちました(図11)。まず東京で戦略会議(図12)とシンポジウムを開催し、基本情報をえて、それをもって仙台大会に乗り込んで、「仙台防災枠組」のなかに文化財防災を書き込むよう頑張りました。その成果も仙台で発表しました。

ブルーシールドの設立に向けて

東日本大震災が起きた後、ブルーシールドの存在は承知していたので、文化財レスキュー活動を行うことと並行して、ブルーシールドについて勉強するため、2012年9月7日、文化遺産国際協力コンソーシアムの主催で最初の会議を東京国立博物館で開催しまし



図11 国連防災世界会議の枠組みにおける国際専門家会合の開催(2015年3月11日～17日)



図12 東京戦略会議(2015年3月11日～13日)



た(図13)。ICOM-DRTFの委員長であったコリン・ウェグナーさんをよんで、ブルーシールドについて話してもらいました。日本で博物館関係者にブルーシールドが周知されたのは、この会議がはじめてだと思います。その後、ブルーシールド国内委員会の設立に取り組みましたが、そこからが長い道のりでした。コリン・ウェグナーさんからは、アメリカにおけるブルーシールド(ブルーシールドUS)の活動を紹介いただきましたが、アメリカのブルーシールドはもっぱら

国外を対象としていました。あとでわかったのですが、ブルーシールドは国によって取組がいろいろ違います。武力紛争をメインにするか、自然災害をメインにするか、国によってまったく違います。ブルーシールドUSの活動を前提にすると日本ではできないため、活動が低下していました。このままではいけないということで、国連防災世界会議を機に、2015年12月に京都国立博物館でもう一度ブルーシールドの勉強会を開きました(図14)。そこにICBSの事務局長のビー



図13 第11回研究会「ブルーシールドと文化財緊急活動—国内委員会の役割と必要性—」(2012年9月7日、東京国立博物館)



図14 文化遺産防災国際シンポジウム―文化遺産を大災害からどう守るか: ブルーシールドの可能性(2015年12月13日、京都国立博物館)

ター・ストーンさんと、オーストラリア・ブルーシールドのスー・ハトリーさんをお呼びしました。なぜオーストラリアかというと、オーストラリア・ブルーシールドはもっぱら自然災害をメインに活動しているためです。それは日本型に近い活動だということで、

話を聞きし、ブルーシールドに関する理解がかなり得られました。去年は京都で開きましたので関西の方々にもブルーシールドに関する理解を深めることができます。現在、東々と国内委員会の設立を目指しています。



図15 京都国立博物館(2015年12月14日)



図16 東京国立博物館(2017年3月17日)

京都で開催したとき、一般公開のシンポジウムにあわせてクローズドの会合も持ち、かなり細かい話をしてもらいました(図15)。昨日も、本日ご講演された方をはじめて詳しいお話を聞きしました(図16)。だいぶ知識が蓄積されましたので、そろそろ本格的に

国内委員会の設立に向けて動き出さなければいけないと考えております。

今後の目標は、2019年にICOM(国際博物館会議)の京都大会が開かれますので(図17)、そのときまでにブルーシールド国内委員会を設立し、当然、京都大



ICOM international council of museums

図17 ICOM(国際博物館会議)京都大会

ICOM international council of museums

図18 ICOM-DRMC
(災害対策委員会)

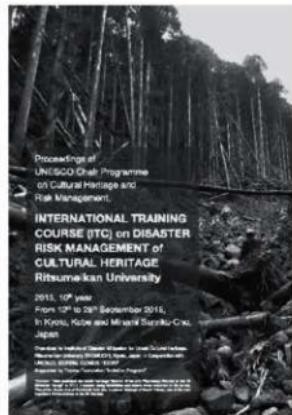


図19 ユネスコ・チャア「文化遺産と危機管理」国際研修(2006 ~、立命館大学)

ICOM-JAPAN
Japanese Association of Museums

ICOM international council of museums

National Diet Library



National Archives

ICA International Council on Archives

JAPAN ICOMOS National Committee



International Council on
Monuments and Sites
Conseil International des Monuments et des Sites

National Film Center



図20 MLA連携

会でのブルーシールドの会議には、日本はオブザーバーではなくメンバーとして加わるようにしたいと思っています。

ICOMのなかにDRMCという常任委員会があります(図18)。DRTFを引き継ぐ形で、コリン・ウェグナーさんが委員長をされていますし、私もメンバーですので、ICOMのなかでも情報交換をしながらしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

また、10年前からユネスコ・チェア「文化遺産と危機管理」国際研修を立命館大学が行っています(図19)。これまで不動産文化財が対象でしたが、来年からは私どもも支援しながら動産文化財も対象に加えて拡大していく計画です。この研修の主催は、現在ICOMOSですが、ICOMも主催者に加わって活動していく予定です。

さらにいうと、昔からMLA(Museum, Library, Archives)連携の必要性が日本でも叫ばれていますが、なかなか進みません。ブルーシールドができることによってMLA連携が可能になります。各国际機関とそ



れぞれ窓口となるような関係団体が国内にありますので、文化財防災を一つの切り口にして、よりよい連携を達成していきたいと考えています(図20)。このような勉強会ばかりやっているのではなく、早くつくらなければいけないと考えています。ありがとうございました。◆◆◆

第2部 パネルディスカッション

司会挨拶	59
栗原祐司(国立文化財機構本部事務局長)	
武力紛争の際の文化財の保護に関する条約に関する近年の状況とブルーシールドの役割	59
藤岡麻理子(横浜市立大学特任助教)	
パネルディスカッション	66
司会:栗原祐司(国立文化財機構本部事務局長)	
パネリスト:	
藤岡麻理子(横浜市立大学特任助教)	
ロナルド・ボルチエリ(ユネスコ太平洋州事務所嘱託)	
アンドレア・キースカンプ(オランダ・BS国内委員会副委員長)	
サミュエル・フランコ・アルチエ(グアテマラ・ICOM-LAC委員長)	

パネルディスカッション

司会：栗原祐司（国立文化財機構本部事務局長）

パネリスト：

藤岡麻理子（横浜市立大学特任助教）

ロナルド・ポルチェリ（ユネスコ太平洋州事務所嘱託）

アンドレア・キースカンプ（オランダ・BS国内委員会副委員長）

サミュエル・フランコ・アルチエ（グアテマラ・ICOM-LAC 委員長）

司会挨拶

栗原祐司（国立文化財機構本部事務局長）



これまでの第1部でいろいろなご意見をいただきました。ユネスコの高橋暁さんから、ハーグ条約の制度と太平洋地域におけるブルーシールド活動についてご紹介いただきました。ひょっとしたらブルーシールドということばを今日初めて聞かれた方がおられるかもしれません。非常にわかりやすくブルーシールドについて説明していただけたと思います。次に、益田兼房さんから、ブルーシールドとも密接に関係する、2015年に仙台で開催された国連防災世界会議についてご紹介いただきました。ある意味、この会議で、文化財を含めた防災の世界的な枠組みが決められましたので、これもまた重要なものです。

諸外国のブルーシールド活動事例として、オランダのアンドレア・キースカンプさん、グアテマラのサミュエル・フランコ・アルチエさんから具体的な活動内容をご紹介いただきました。おおいに参考になった

と考えております。私からは日本の取組についてご紹介させていただきました。

この後、文化遺産を大災害から守るためのブルーシールドの可能性について、さらに理解を深めていこうと思います。パネルディスカッションを行う前に、横浜市立大学の藤岡麻理子さんから少し説明していただきます。ブルーシールドの背景にハーグ条約があることはこれまでの説明でご理解いただけたと思います。ハーグ条約とその第二議定書に基づく締約国会議は2年に1回しか開催されませんが、実施を担う政府間委員会は毎年開催されます。藤岡さんはこの政府間委員会に毎年参加されていますので、ハーグ条約の第二議定書に関する最近の取組について一番よく把握されていると思いますので、藤岡さんから最初に紹介していただき、その後にパネルディスカッションに移りたいと思います。

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約に関する近年の状況とブルーシールドの役割

藤岡麻理子（横浜市立大学特任助教）



いまご紹介いただきましたが、2010年からユネスコでの条約締約国会議や政府間委員会に出席しており

ますので、その経験に基づき本日はお話しさせていただきます。

災害からの文化財保護をメインテーマとするシンposiumですので、武力紛争時の文化財保護の条約というと異色なように映ったかもしれません、これまでのお話にあったように、武力紛争に備えた条約ですが自然灾害にも有効であることが認められるようになっています。近年の会議内容を紹介する前に、ハーグ条約とブルーシールド、ハーグ条約と自然灾害の関係についてお話しします。

ハーグ条約とブルーシールド

ブルーシールドは、当初、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(ハーグ条約)に定められた、武力紛争時に保護を与えられるべき文化財を示すための標章でした。現時点では、武力紛争と自然灾害を含むあらゆる緊急事態の影響から世界の文化遺産を保護することを目的に活動する国際NGOの名称の一部であり、かつそのシンボルに掲げるものという側面を担っています。ブルーシールドは、武力紛争のためだけのものでも、自然灾害のためだけのものでもありません。

ハーグ条約について簡単にまとめると(図1)、ユネスコで最初に採択された文化財関連の条約で、1954年に採択されました。規定内容は大きく2つに分けられます。ひとつは、武力紛争時の規定で、文化財を攻撃してはいけないということと、軍事利用を禁止するということです。もう一つは、紛争時の保護がきちんと行われるようにするために、平時にておかなければならぬ措置についての規定です。ここには、軍隊への教育、文化財の目録を作成するといったことが含まれてきます。

■ユネスコ最初の文化財関連の条約

■規定概要

- 平時の措置：軍隊への教育、文化財保護措置、等
- 武力紛争時の規定：攻撃禁止、軍事利用禁止

■2つの議定書

- 第一議定書(1954)
占領地の文化財の保護に関する規則
- 第二議定書(1999)
ハーグ条約の不備の補完、新たな制度の導入

■締約国数(2017.3.10時点)

条約128カ国、第一議定書105カ国、第二議定書71カ国
(日本は2007年について加盟、ユネスコ加盟国195)

図1 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約
(ハーグ条約、1954)

この条約には2つの議定書があります。一つは1954年に条約と一緒に採択された第一議定書で、占領地に所在する文化財の保護に関する規則を定めたものです。もう一つは1999年に採択された第二議定書です。ハーグ条約の不備を補完し、1954年以降世の中がどんどん進み、法律が発展し、また武力紛争手段が変化したため、それに応じるために新たな制度を導入したものです。

締約国数は、条約128か国、第一議定書105か国、第二議定書71か国です。ユネスコの加盟国は195か国、世界遺産条約にも190か国以上が加盟していることを考えると、ハーグ条約自体まだ普遍的な加盟を得ている条約とはいえないません。ちなみに、日本の条約加盟はわりと遅く、すべてに加盟したのは2007年です。

世界遺産条約などが、加盟している国にルールを課したり、規制をかけるというより、文化財保護の手法や価値の考え方を示すといった規範をつくるものである一方、ハーグ条約は締約国に義務を負わせたり、さまざまな規制をかける条約です。

ハーグ条約の保護の対象となる文化財は、動産か不動産かで区別されません(図2)。紛争時、混乱のなかで略奪が起こりやすいことから博物館・美術館も条約の保護対象に含まれますし、地域の文化や民族の歴史を追えるような資料を所蔵する図書館・公文書館も含まれます。また、「文化財が多数所在する地区」といった面的な保護も考えられています。

こうしたハーグ条約ですが、1954年につくられ、なかなか実効性を持つにいたらぬまま、1990年代初頭に旧ユーゴスラヴィア紛争で非常に多くの文化遺

■保護の対象（文化財定義）

- (a) 各人民にとってその文化遺産として極めて重要な動産又は不動産。例えば、次のものをいう。
「建築学上、芸術上又は歴史上の記念工作物」「考古学的遺跡」「全体として歴史的又は芸術的な関心の対象となる建造物群」「芸術品」「芸術的、歴史的又は考古学的な関心の対象となる手書き文書、書籍その他のもの」「学術上の収集品、書籍若しくは記録文書の重要な収集品又はこの(a)に掲げるものの複製品の重要な収集品」
- (b) (a)に規定する動産の文化財を保存し、又は展示することを主要な及び実際の目的とする建造物。例えば、次のものをいう。
「博物館」「大規模な図書館及び記録文書の保管施設」「武力紛争の際に(a)に規定する動産の文化財を収容するための避難施設」
- (c) (a)及び(b)に規定する文化財が多数所在する地区

図2 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約
(ハーグ条約、1954)

産が破壊されました。このことを契機に、第一議定書の改善に向けた取組が始まりました。それが実を結んだのが1999年のハーグ条約第二議定書です。

この見直し議論が始まった90年代、自然災害からの文化財保護に関するものと並行して議論されました。自然災害の発生頻度も90年代に高まり、被害の甚大さが深刻になっていたことも背景にあり、1996年にブルーシールド国際委員会が設立されました(図3)。この時期、冷戦が終わってPKO活動が増加しており、自國が当事国となる武力紛争ではなく、海外にPKO活動で軍隊を派遣したときや、自然災害時に軍隊を派遣したとき、兵士が当該地の文化財に触れる機会が生じました。その観点から、軍隊に対して教育を行うことを義務づけるハーグ条約を履行することの重要性が認識されるようになりました。こうした90年代の議論のなかで、ハーグ条約と自然災害、ハーグ条約とブルーシールドという関係が生まれて広がっていきました。

こうして1999年に採択された第二議定書では、その実施を担う機関として、政府間委員会の設置が規定

され、ブルーシールド国際委員会はその諮問機関としての公式の役割が与えられました(図4)。

第二議定書の最近の状況

ここで、政府間委員会の仕組みについてお話しします。

第二議定書で規定されている政府間委員会は、第二議定書締約国のうち互選された12の国で構成されています(図5)。その役割は、強化保護や国際援助をする仕組みなどの運用・管理について話し合ったり、第二議定書の運用指針の作成などです。

日本が第二議定書に加盟したのは2007年ですが、その年の12月から2015年12月まで委員国を務めていました。政府間委員会にはいっている国とビューロー国(ヨーロッパの国)の変遷を表1に示します。第二議定書の加盟国はヨーロッパの国が多数を占めていますが、国際機関の原則として地域バランスを必ず考えますので、アジア、アフリカ、中南米、ヨーロッパのなかでも東欧と西欧のバランスがとられた委員会構成となっています。ただし、アジアの場合、第二議定書の加盟国はそもそも

■1990年代の動向

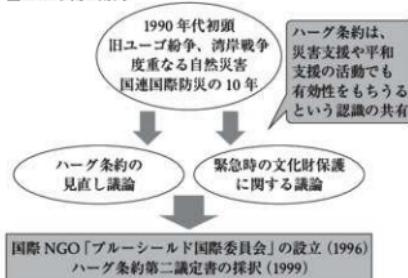


図3 ハーグ条約とブルーシールド

■武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会

概要: 第二議定書の実施を担う機関として、同議定書において設置が規定されている政府間委員会
構成: 第二議定書締約国のうち互選された12の国で構成(任期4年、再選は2期まで可)
役割: 強化保護および国際援助の申請審査、第二議定書運用指針作成等

■委員会ビューロー

構成: 議長1カ国、副議長4カ国、ラボルトゥール1カ国
役割: 委員会会合の準備等

日本: 2007年12月~2015年12月まで委員国
2008年6月から2012年12月までビューロー国

図5 第二議定書の実施体制

■ハーグ条約第二議定書とブルーシールドの関係:

・ユネスコと公式の関係をもつ専門機関として、顧問の資格において第二議定書の実施に関与しうる

第11条 強化された保護の付与

3 関連する専門的知識を有する他の締約国、ブルーシールド国際委員会及びその他の非政府機関は、特定の文化財を第24条に規定する委員会に推薦することができる。

第27条 任務

…委員会は、その任務の遂行について支援を受けるため、ユネスコと公式の関係を有する専門的機関等の著名な専門的機関(ブルーシールド国際委員会(ICS)及びその構成機関を含む。)を顧問の資格で委員会の会合に招請することができる。また、委員会は、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター(ローマ・センター)(ICCR)及び赤十字国際委員会(ICRC)の代表についても、顧問の資格で出席するよう招請することができる。

図4 第二議定書とブルーシールド国際委員会

日本、カンボジア、イラン、ニュージーランド、タジキスタンの5か国のみですので、日本が長く委員国を務めました。最近では、中国や韓国も加盟を考えているといった話もありますので、これからはアジアの国の顔ぶれは変わると思います。

ハーグ条約に関する近年の議論

ハーグ条約に関して近年、議論されていることの一

つに、強化保護制度があります(図6)。これはより重要な文化財を国際リストに載せることによって、より厳格な国際的保護のもとに置くための仕組みです。第二議定書の核をなす制度ともいえますが、仕組みとしては完璧なものではありません。特に強化保護の登録をするための仕組みが不十分で、その改善に向けた議論がここ数年ずっと続いている。

また、審査方法にも問題があります。第二議定書第

表1 第二議定書政府間委員会 ピューロー国の一覧

政府間委員会委員国			
2005-2007	アルゼンチン、オーストリア、キプロス、エルサルバドル、フィンランド、ギリシャ、イラン、リビア、リトアニア、ベルギー、セルビアモンテネグロ、イス		
2007-2009	オーストリア、キプロス、エルサルバドル、フィンランド、ギリシャ、日本、リビア、リトアニア、オランダ、ベルギー、セルビアモンテネグロ、イス		
2009-2011	アルゼンチン、オーストリア、キプロス、フィンランド、ギリシャ、イラン、イタリア、日本、リトアニア、オランダ、ルーマニア、イス		
2011-2013	アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、クロアチア、エルサルバドル、イラン、イタリア、日本、オランダ、ルーマニア、イス		
2013-2015	アルメニア、アゼルバイジャン、カンボジア、クロアチア、エジプト、エルサルバドル、ジョージア、ギリシャ、日本、マリ、オランダ		
2015-2017	アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベルギー、カンボジア、キプロス、チェコ、エジプト、ジョージア、ギリシャ、マリ、モロッコ		

委員長			副委員長
2006-2008	オーストリア	スイス	キプロス、フィンランド、リトアニア、ベルギー
2008-2010	フィンランド	キプロス	エルサルバドル、日本、リビア、オランダ
2010-2011	オランダ	日本	イラン、イタリア、ルーマニア、イス
2011-2012	オランダ	日本	ベルギー、クロアチア、エルサルバドル、イタリア
2012-2013	ベルギー	クロアチア	アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、エルサルバドル
2013-2014	ベルギー	エルサルバドル	アゼルバイジャン、カンボジア、エジプト、マリ
2014-2015	ギリシャ	エルサルバドル	アルメニア、カンボジア、エジプト、マリ
2015-2016	ギリシャ	アルゼンチン	カンボジア、エジプト、ジョージア、マリ
2016-2017	カンボジア	マリ	アルゼンチン、キプロス、ジョージア、モロッコ

■強化保護(Enhanced Protection)制度
・より重要な文化財を、国際リストに載せることによって
より厳格な国際的保護のもとにおくための仕組み

■強化保護の登録基準(第10条)

- (a)人類にとって最も重要な文化遺産
- (b)立法上または行政上の国内措置による最高水準の保護
- (c)軍事目的で利用されておらず、かつその旨が宣言されている



図6 ハーグ条約に関する近年の議論 ①強化保護制度の改善

10条に強化保護の登録基準が3つ定められています。
 (a)人間ににとって最も重要な文化遺産、(b)立法上または行政上の国内措置による最高水準の保護、(c)軍事目的で利用されておらず、かつその旨が宣言されていること、という価値に関することと保存管理に関すること、そして、軍事的なことの3つの要件を満たすことが求められています。このうち(a)の「人間に最も重要」であるこの評価指標は、さらに細かく以下の3基準のいずれかひとつ以上を満たすことが求められています(図7)。

イ. 特別な文化的重要性をもつ

ロ. 唯一のものである

ハ. その破壊が人間ににとって取り返しのつかない損失である

さらに、特別な文化的重要性をもつということについても、細かく図8に示す5つの評価指標が決められています。

ただし、各国が強化保護の申請をしたとき、それらの指標を満たしているかどうかをいかに評価するかという方法論が第二議定書にはありません(図6)。世界遺産条約であれば、世界遺産についての評価指標とその手続きが定められています。ユネスコ側から

■強化保護の登録基準(第二議定書第10条)

- (a)人間ににとって最も重要な文化遺産
 - (b)立法上または行政上の国内措置による最高水準の保護
 - (c)軍事目的で利用されておらず、かつその旨が宣言されている
- (a)「人間に最も重要」であることの評価指標
- 以下の3基準のいずれか一以上をみたすこと
 - 特別な文化的重要性をもつ
 - 唯一のものである
 - その破壊が人間ににとって取り返しのつかない損失である

※世界文化遺産は原則、「人間ににとって最も重要」であるための要件を満たすとみなす
 ※Memory of the Worldへの登録も(a)の評価において考慮する

図7 ハーグ条約に関する近年の議論

①強化保護制度の改善

■強化保護リストに登録された文化財(2017.3現在12件)

- 「キロキティア」(2010、キプロス)
- 「パフォス」(2010、キプロス)
- 「トロードス地方の壁画型堂群」(2010、キプロス)
- 「デル・モンテ城」(2010、イタリア)
- 「ケルナヴェ遺跡」(2011、リトアニア)
- 「ヴィクトル・オルタの美術館とアトリエ」
(2013、ベルギー)
- 「モンス市スピエンヌの新石器時代の火打石採掘地」
(2013、ベルギー)
- 「ブランタン=モレトゥスの家屋・工房・博物館複合体」
(2013、ベルギー)
- 「ゴブスタンの岩絵の文化的景観」
(2013、アゼルバイジャン)
- 「城壁都市バター、シルヴァンシャー宮殿、及び乙女の塔」
(2013、アゼルバイジャン)
- 「ムツヘタの歴史的記念物」(2016、ジョージア)
- 「アスキア墳墓」(2016、マリ)(条件付き)

図9 ハーグ条約に関する近年の議論

①強化保護制度の改善

第10条(a)「人間ににとって最も重要」であることの評価指標

特別な文化的重要性をもつ	<ul style="list-style-type: none"> ・国家、地域または地球レベルでのひとつ以上の時代にわたる人類の発展の物証として稀有の存在である ・人間の創造性を表す傑作である ・現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統または文明の存在を伝承する物証として稀有の存在である ・芸術および学術の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる人類の業績の交流、またはある文化圏内での人類の業績の交流を示すものである ・関連する社会の文化的アイデンティティに中心的な意義をもつものである
唯一のものである	年代、歴史、コミュニティ、代表性、位置、大きさと範囲、形状、意匠、純正性・真正性、完全性、背景、芸術的技能、美的価値、学術的価値
その破壊が人間ににとって取り返しのつかない損失である	当該文化財の損傷または破壊により、文化的多様性または人類の文化遺産が衰退する場合をいう

※世界文化遺産は原則、「特別な文化的重要性」をもつとみなす

※Memory of the Worldへの登録も(a)の評価において考慮する

→ 動産文化財、美術館・博物館、図書館、公文書館、避難施設の価値評価は?

図8

ICOMOSやIUCN(国際自然保護連合)といった国際NGOに価値評価を委託し、その報告を受けて政府間委員会である世界遺産委員会で評価・審査して判断することになっています。このプロセスがハーグ条約第二議定書には抜けているのです。

また、世界遺産に詳しい方だと、図8の右上のコラムを見ると、強化保護価値評価の指標が世界遺産に似ているという気がするかもしれません。この5つの指標は、主に不動産文化財を対象としたものです。動産文化財や美術館・博物館、図書館、公文書館、避難施設などの重要性を判断するためのツールが、第二議定書とその運用指針には決められていません。この点に関して強化保護をきちんと機能させる必要があるということ、さまざまな文化遺産の専門家機関のネット

ワークであるブルーシールド国際委員会に、ハーグ条約の政府間委員会が調査研究を委託し、ブルーシールドから報告を受けることがこれまで行われてきています。ただし、まだ改善案がみいだされていません。この問題に対する役割がブルーシールドに求められているところです。

近年、強化保護リストに登録された12件の文化財を図9に示します。

ハーグ条約に関する近年の議論……その2

近年の議論でもう一つあるのが、ユネスコのその他の文化関連条約やプログラム、さらには国際人道法とのシナジー、連携の重視です。特に世界遺産との連携が重視されています。ハーグ条約の強化保護の仕組み

■強化保護と世界文化遺産のシナジー

- ・世界文化遺産=強化保護ではない

	強化保護	世界遺産
条約の保護対象	不動産のうち文化的景観は含まれない	不動産の文化遺産
価値基準	人類にとって最も重要な	顕著な普遍的価値
軍事関連の要件	「隣接する周囲」の用途、訓練、法規則への導入、軍事当局による同意	なし
締約国数	71カ国	191カ国

・2つのオプション

- 世界遺産と強化保護の同時申請
- 世界遺産条約の定期報告におけるシナジー

図10 ハーグ条約に関する近年の議論
②文化関連条約・プログラム、人道法等とのシナジー

■軍隊等に対する意識啓発、トレーニングに関する国際協力

①国際人道法研究所IIHLとの協力

- ・武力紛争時の文化財保護に関する軍事マニュアル(2016.12)
- ・アゼルバイジャンが3万ユーロ提出

②ニューキャッスル大学との協力(ユネスコチャエ)

- ・武力紛争時の文化財保護に関する軍隊人員トレーニングマニュアルの作成(3日間のワークショップでの使用を想定)

③イスイスによる資金提供

- ・条約履行強化のための2カ年事業の資金として、8万CHFの信託基金を設置
- ・国連平和維持活動の枠組みにおける文化遺産保護の能力強化等
- (2017年中に意識啓発資料を作成予定など)

図12 ハーグ条約に関する近年の議論
③軍事活動と文化遺産

1954 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、その第一議定書

1970 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約

1972 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

1997 Memory of the World (情報・コミュニケーション局)

1999 ハーグ条約第二議定書

2001 水中文化遺産の保護に関する条約

2003 無形文化遺産の保護に関する条約

2005 文化的表現の多様性の保護および促進に関する条約

図11 ハーグ条約に関する近年の議論
②文化関連条約・プログラム、人道法等とのシナジー

■自衛隊と文化財

- ・「防衛大や自衛隊では教育に文化財の問題を取り入れている」(防衛省報告による)

- ・文化財保護の専門官はおらず、教育は一般的な法教育の中で扱っている。(米軍は横須賀基地に文化財専門官をおいている)

□自衛隊活動と文化財

- ・2004年にはイラクのサマーワに派遣されている自衛隊が、その近郊のウルク遺跡にて外構を修復

- ・2010年のハイチ派遣国際救援隊は、美術館のガレキ撤去に従事

- ・東日本大震災の際には「好意」で文化財の保存・救出に協力

図13 ハーグ条約に関する近年の議論
③軍事活動と文化遺産

のなかで世界遺産を保護していくことが目的ですが、そもそもハーグ条約の知名度が低いことから、世界遺産と連携しながら知名度を上げていき、紛争時の文化財保護という考え方そのものを広めていく目的もあります。

シナジーの構築についてはベルギーが非常に熱心に動いていて、いろいろ提案しています。たとえば、世界遺産と強化保護の同時申請ができるようにしてはどうかとか、両方の条約ともにある定期報告のなかで連携を図ることが提案されています。しかし、同時申請といっても、世界遺産と強化保護は、重要性という観点では非常に似ているところがありますが、その運用や対象としているものは非常に異なっています(図10)。この議論を進めていくには丁寧な整理が必要となり、その意味でもICOMOSの果たす役割は大きくなっています。

シナジーに関していえば、かならずしも世界遺産だけでなく、1970年の「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」があります。近年、中東から多くの文化財が流出したという観点で考えれば、1970年の条約とのシナジーは重要です(図11)。そうなると、ICOMとの連携がユネスコとして非常に重要になります。

軍事活動と文化遺産

ほかに軍事活動における文化遺産とのかかわりも重視されています。ハーグ条約のなかでは、自国の軍隊に文化財に関する教育をすることや、文化財保護の専門機関／専門職員を置くことが義務づけられています。こうしたこと国内レベル、国際レベルで促進していくために、さまざまなチャンネルを使って底上げをしていくための取組が実施されています(図12)。

こうしたことの背景にあるのは、現在マリでPKO活動が行われていることです。「アラブの春」以降、有形無形の文化遺産がマリでは大きな被害を受けています。それに対して、PKOのミッションの一つとして文化遺産保護が含まれています。PKOのミッションのなかの1項目として明文化されたのは、今回のマリが初めてです。現実的なニーズにあわせて、軍隊に対して、どの文化財をどう扱うべきか、なにをしてよいか、なにをしてはいけないのかを教育することに、ユネスコや国際人道法研究所、ユネスコチャーブ・プログラムを取り組んでいます(図12)。

日本も必ずしも無関係ではありません(図13)。2004年にはイラクのサマーワに派遣されていた自

■武力紛争の際の文化保護および文化多元主義推進に関するユネスコの行動強化ストラテジー(2015年第38回ユネスコ総会採択)

Strategy for Reinforcing UNESCO's Action for the Protection of Culture and the Promotion of Cultural Pluralism in the Event of Armed Conflict

■ユネスコ戦略の履行のための行動計画 ドラフト

Draft Action plan for the Implementation of the Strategy for Reinforcing UNESCO's Action for the Protection of Culture

・各種条約の強化、相互の関係強化等も目的の一部

・文化財のsafe havensの設置とネットワーク化

・Roster "Unite4Heritage"

等々

図14 ハーグ条約に関する近年の議論

④ユネスコの組織戦略への貢献

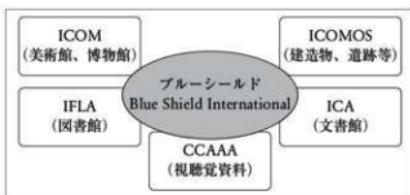


図15 ブルーシールドの可能性

衛隊が、ウルク遺跡の近くに駐屯して外柵を補修し、2010年はハイチのナデル美術館の瓦礫撤去に従事していました。きちんとそうした国際的なスタンダードを持っていることが信頼を得るために重要です。

ユネスコの組織戦略への貢献

最後になりますが、ユネスコ全体の戦略に対してどう貢献していくかもハーグ条約の会議では議論されています。近年、中東の情勢を受けて、「武力紛争の際の文化保護および文化多元主義推進に関するユネスコの行動強化ストラテジー」(2015年第38回ユネスコ総会採択)がつくられ、行動計画がドラフトされています(図14)。そのなかでは、文化財の「セイフ・ヘイブンズ」すなわち一次的に文化財を保管する仕組みをつくってはどうか、緊急事態に現地にはいれる専門家のロスター制度・リストづくりをしてはどうか、文化保護区を設置してはどうかといったことも提案されています。

ブルーシールドという観点からいうと、ロスター制度は非常にリンクするところですし、自然災害という点では、一次的な保管が大きくかかわるポイントではないかと思います。

今回のセッションテーマ、「ブルーシールドの可能性」から考えると、国際条約であるハーグ条約では対応しきれないところがあり、武力紛争を対象とする条約なので、その枠組みとしては自然災害には直接かかわらない点もあります。しかし、同じ理念を持って、

同じシンボルを掲げる組織として、より広くハーグ条約の考え方を実践していける組織としてのブルーシールドは、ひとつの可能性があるのではないかと考えています(図15)。



パネルディスカッション

栗原 いろいろな方たちでブルーシールドの枠組み、各國の取組をご紹介いただき、なんとなくブルーシールドに対するイメージがわいてきたのではないかと思います。ここで、前から持っていた疑問がありますので、どなたでも結構ですのでお答えいただければと思います。アルチエさんのパワーポイントのなかにブルーシールドの標章をつけている建物がいくつありました。私の感覚では、ブルーシールドの標章は、誰かが、たとえば、国宝とか重文といった位置づけがあつてはじめてつけるのだと考えていましたが、そうでもないようです。先ほど説明があった、強化保護の対象だけがブルーシールドをつけられるのだとすれば、その対象になっている文化遺産はわずかですから、そうでもないようです。ブルーシールドをつけるのは、誰の判断で、なにを対象にしているのでしょうか。各國の判断でつけられるのでしょうか。ブルーシールド・インターナショナルの了解がなければつけられないのでしょうか。

アルチエ 非常に良いご質問です。なぜなら、それは我々がいつも尋ねていることですから。文化遺産にブルーシールドの標章をつけるための明確な方法論や基準はありません。たとえば、我々がグアテマラ国内のさまざまな史跡に標章をつけはじめた頃は、文化省は旧来の基準に従っていました。世界遺産のような名所であったり、国立博物館、考古学博物館、大きな記念建造物といった、明らかに重要なものにマークをつけていただけだったのです。しかし当時、博物館やさまざまな部門(図書館や公文書館)からのグループを我々が招へいたとき、誰もがブルーシールドの標章を一つ持ちたいと思っていることが分かりました。彼らには、少し待ってください、本部であるブルーシールド国際委員会に相談したいから、といいましたが、本部からの回答も、それほどはっきりしたものではありませんでした。この件は、次のウィーン大会で対処しなければならないことだと思います。なぜなら、こうしたものには条件付けがなされなければならぬからで

す。さもなければ信頼性が失われます。少なくとも我々の分野では、歴史的な場所とは何か、本当に価値あるものは何かを明確に特定しなければなりません。そうしないと標章は使いものにならないでしょう。この標章を目にする場所は特別な場所なのだと注意を払うためのものなのです。

キースカンプ サミュエルさんがおっしゃったように、特定の方法論はありません。オランダ・ブルーシールド国内委員会は、国の文化遺産保護分野における「追加の」両目・両手のようなものです。オランダの教育文化科学省はハーグ条約に関する政策の策定に責任を負っていますが、その政策の履行は別の省庁の役目です。しかし、問題は、保護対象となる建造物があまりに多く登録されていることです。不動産文化財はおよそ2,000件あったかと思いますが、そのうち図書館、博物館・美術館、公文書館は200~250件くらいです。そうすると、たとえばオランダでもっとも大きなアムステルダム国立美術館について、この美術館を保護したい場合に何を保護するのか、という問い合わせが生まれます。「建物」でしょうか? それとも「すべての所蔵品を含めた建物」でしょうか? 所蔵品についても、最重要品のみ保護するのでしょうか? あるいはもし、美術館がある場所から別の場所に移ったらどうでしょう。建物についているブルーシールドの標章を、誰が管理するのでしょうか? ブルーシールドを必要とする文化遺産を特定するだけでなく、文化遺産関連組織のメンバーや美術館の館長などにそのことを周知しなければなりませんし、所蔵品が移動したり、所蔵登録から外れたりすることを注視する必要があります。これらの困難な課題について、私たちはオランダ国内で政府に助言していく役割を担っていると思います。しかし、より良いシステムをつくる必要はあるでしょう。

ボルチエリ 本日は私をお招きいただきありがとうございます。さて、お二人の回答には、1954年のハー



グ条約とその第二議定書に、それらのガイドラインがあるということを付け加えたいと思います。ブルーシールドの標章を、いつどのように建物やその他の保護対象物に貼るべきかについて規定しています。しかし同時に、そうした常に明確で、一定かつ一貫したオーソリティーがなくとも、国家慣行がその不足を補ってきました。我々は規定を有し、それに従い、若干の意思決定をする、という具合です。

栗原 いずれにせよ、ブルーシールド国内委員会ができれば、その判断がある程度尊重されるということですね。わざわざ国際組織の許可をとらなくても国内委員会が基本的に判断権を持つと。それも国によって若干違うのでしょうかが、基本的にはそのようなものだという認識でよろしいでしょうか。

キースカンプ 実際のところ、オランダではブルーシールドは「エキストラ」にすぎません。責任は省のものなのです。私たちにできるのは彼らに助言することだけです。現時点では、私たちが決定を下すことはできません。

ポルチエリ そうしたことに注意するのは良い国家慣行なのです。政府間委員会の見解を考慮し、パリのユネスコ本部における議論を経て、決定を下すべきなのです。ブルーシールド国内委員会は、ブルーシールド国際委員会と同様に諮問機関です。ブルーシールドからの助言がありつつも、オーソリティーは文書内のガイドラインの適用に求められるべきです。そしてそのオーソリティーは、ユネスコ本部が手にしているものでしょう。

アルチエ その通りですね。グアテマラでは、文化省が史跡の大部分を管轄するオーソリティーです。しかし、民間のコレクションや施設など、必ずしも文化省の保護対象でないものもあります。これは地域の文化によるところが大きいでしょう。我々の住んでいる地域は騒擾行為が多いです。標章をつけていない施設があるのは、窃盗団や略奪者への目印になるからです。コレクションを隠しておく必要があるのです。窃盗団はハーゲル条約など気にしません。こうしたことは国ごとに異なります。文化的要因は重要なことです。

栗原 国によってブルーシールドの制度はいろいろ違うということをとりあげました。

ここで、私からいくつか質問させていただき、よければフローラーからもご質問をお聞きしたいと思います。まず、ポルチエリさんに、ブルーシールド・パシフィカについてお聞きします。さきほど高橋さんから説明

があつたように、複数の国からなる少しかわった組織ですが、どこかに事務局を常置しているのでしょうか。事務局はかわる可能性はあるのでしょうか。

また、軍隊との関係の話がなかったように思いますが、太平洋州では武力紛争は考えなくてよいのでしょうか。もう一つ、太平洋諸国ではオーストラリア、ニュージーランドのサポートが大きいと思います。ブルーシールド・パシフィカは、オーストラリアなりニュージーランドからの支援を考えながら設置しているのでしょうか。

ポルチエリ 現在、斐济国立博物館に事務局を置き、太平洋島嶼国をカバーしています。私の知る限り、事務局は交替制ではありません。ブルーシールド・パシフィカは最近結成されたばかりで、今も結成途中にありますから、この地域にもっとも適した形に変わっていくでしょう。新たな加盟国に事務局が移ることもありうるでしょうが、現時点では、斐济国立博物館に紐づいていることに強みがあります。

これは非常に独自性のあることです。ほとんどのブルーシールドは国内委員会であり、こちらは地域委員会なのですから。この独特な地域特有の柔軟性を保つていかねばなりません。4つの柱となる組織も地域組織であるため、柔軟性と地域の流儀による指導力のようなものがあります。ICOMOSが単一の島嶼国それぞれにあったならば、我々の任務は特別困難であったでしょう。しかしICOMOSパシフィカ一つだけがあり、そうして4つの地域組織を活かして地域委員会を立ち上げることができたのです。しかし、これは比較的新しい方法です。申請書は国内委員会を前提に書かれており、正式な認可を得るために申請書の文言を読み替えなければなりません。これは絶えず発展していく新たな分野といえますが、ブルーシールドの柔軟性を示してもいます。国、国民、そして文化財に対応するようにデザインされるのです。とりわけ今、ブルーシールド国際委員会が発展しているように、一定のレベルの柔軟性を持っていることが理にかなつております、それほど厳密ではないのです。

また、軍隊に関しては、何か自然災害が発生した場合、その発生した国には任せています。我々の活動においてはまだ結成途中にすぎず、連携のレベルには達していません。将来的には、各国の軍隊間の協力関係が強まることを期待しています。現時点ではブルーシールド・パシフィカはネットワークの構築段階です



パネルディスカッション

が、このことにもっと関与してよいと思います。まずは、地域委員会が完全に設立され、ブルーシールド国際委員会に認定されてからになりますが、将来の抱負ではあります。

そして3番目の質問についてです。オーストラリア・ブルーシールド国内委員会があります。これはブルーシールド・パシフィカとは独立して活動しています。しかし、我々の仕事に彼らは参加できないという規定はありません。これまで見てきたように、ブルーシールドUSは他国で活動しています。最近、ハイチが自国の国内委員会を立ち上げました。にもかかわらず、ブルーシールドUSは直近のハイチ地震で救援に来ました。私は、同様に将来的にオーストラリアがよりブルーシールド・パシフィカにかかわるようになると思います。私の知る限り、ニュージーランドには現在国内委員会がありません。しかし、16か国の中うち2か国がオーストラリアとニュージーランド、14か国がユネスコ太平洋州事務所の元にある太平洋島しょ国という形で、文化財と自然災害において、私は今後多大に有益な協力関係を期待しています。

栗原 次にキースカンプさんにお伺いします。さきほどの私の報告にあったように、日本の文化財レスキュー活動はわれわれ国立文化財機構が中心になって実施しましたが、実際には文化庁の指導のもと、資金も文化庁から得て実施しています。オランダの場合もボランティア組織であるとのことです。中央政府と密接に連携しなければ財源的にもなかなか活動できないのが実態なのでしょうか。

キースカンプ そうですね、構造的な資金はありません。しかし、特別な緊急事態が発生した場合に、政府が支援を表明することはあります。また、特別なプロジェクトを行いたい場合は、予算案を作成し政府に支援を依頼することもできるでしょう。オランダでは、現時点では緊急事態には至っていないのです。おそらく現在の最大の脅威はテロ行為ですが、政府の最優先事項ではないのです。しかし、政府との関係は良好です。新たな文化遺産の関連法案が審議されるような場合は、私たちは審議に加わり助言を行います。

栗原 そうすると、軍隊なり警察と連携して活動しなければならない場合、ブルーシールド国内委員会が直接、軍隊なり警察と交渉するのでしょうか。文化庁なり政府を通してお願いするのでしょうか。

アルチエ 我々の場合、それが政府省庁と協働する理

由です。なぜなら、彼らはすでに軍隊とつながりを持っているからです。我々のワーキンググループには軍隊のメンバーがいます。それが彼らとコミュニケーションする方法で、別の事務所や本部などに出向く必要はありません。政府省庁に行けば軍隊の事務所があります。それは彼らの明確な任務なのです。しかしこうしたケースがあらゆる地域に当てはまるのか、また軍隊を含む省庁がどの国にもあるのかは分かりません。

地域性の問題に関して私からも答えさせてください。それはある意味で利点があります。たとえば、ICOMにおいては、充分な会員や資金を集められない小国がある場合、近隣諸国同士ですでに構成されている組織にメンバーとして加わることができます。ブルーシールドはまさにそうした組織であり、資金調達においてもそのような方法があるのです。我々は皆ボランティアで活動しています。グアテマラには事務局がありません。基本的に、お金、オフィス、車、インターネットなどはいつも以前のものを使っています。しかし、地域として行動すれば、トンガのような小国であっても、資金を要請するにあたってチャンスを得ることができます。それらの国の中一つが中心的な事務局を持つことができれば、どの国もエージェントや専門家のデータベースを持つことができるのです。ただちに行動できるネットワークを持つつ、もっとも組織のまとまりたった国に集中化することができるのです。

ボルチエリ ブルーシールドにおいては、地域委員会であっても、地域レベルで活動している国内委員会であっても、こうした地域協力を奨励することは多大な意義をもっています。というのも、自然災害は特定の一国に限られるわけではないからです。したがって、自然災害の性質を考慮すると、こうした協力と専門知識の共有は非常に有意義なのです。

アルチエ 2010年のハイチ地震では大きな問題がありました。ご存知の通りハイチとドミニカ共和国は同じ島にありますので、車で移動することが可能です。ところがハイチ政府は陸路からの支援を認めませんでした。飛行機か船で行かなければならなかったのです。そのような政治的な問題のために、実際に支援が遅れてしまいました。こうした論点を考慮するのは重要なことです。なぜなら、隣国であっても、異なる考え方と異なるタイプの政府をもっているものだからです。

栗原 ここで話をかえます。藤岡さんに大変失礼な質





問です。いわゆる締約国会議、政府間委員会には日本国政府の代表として出席されていると思いますが、その場合、ユネスコ国内委員会から依頼されているのでしょうか。どんなお立場で出席されているのですか。

藤岡 私が依頼を受けているのは、外務省の国際文化協力室です。

栗原 ユネスコ国内委員会との関係はどうなっているのですか。ハーグ条約の場合は、ユネスコ国内委員会はあまり関係ないのでしょうか。

藤岡 ユネスコの文化関連条約は国際条約ですので、すべて外務省の国際文化協力室が受けています。そこでユネスコから条約に関連する機関からのコメントを求められた場合は、ハーグ条約であれば文化庁の伝統文化課や防衛省に聞いて回り、集約して国際文化協力室からユネスコに返します。そのような窓口になっています。

栗原 外務省の依頼を受けて、専門家として日本政府を代表して出席ということですね。そうすると、他の国では、ユネスコと政府機関、ハーグ条約とはまったく関係ないのでしょうか。これまでユネスコ国内委員会の話しかできませんでしたが、ユネスコ本部と国内委員会は、これに関してはまったく関係ないのでしょうか。

高橋〔編註：フロアより〕 ユネスコ国内委員会も国によって違いがあり、教育が強かったり、文化が弱かったり、5つのセクターが全部が強かったりします。しかし、ユネスコの方針としては、すべてのコミュニケーションや文書は、国内委員会を通さなければなりません。関連省庁とコミュニケーションする場合でも、文書のコピーは国内委員会に回し、常に情報を共有することになっています。ユネスコ事務局に誰がいるか、地域オフィスに誰がいるか、これまでの加盟国と地域オフィスとの関係はどうか、いろいろ要素もありますが、原則としてはシステムティックに国内委員会に情報を入れることになっています。

栗原 なぜこんな質問をしたかというと、日本の場合、ユネスコ国内委員会の管轄は文部科学省にありますが、その文部科学省に文化財なりブルーシールドに詳しい人間がいるとは思えません。いないといつてもよいくらいです。では、外務省にはその専門家がいるのでしょうか。このご質問を含めて、藤岡さんは締約国会議なり政府間委員会などで、日本の存在感、発言力は強いか、比較的の発言力がないほうか、個人的な感想で結構ですので教えていただけますか。

藤岡 難しい質問です。まったくないわけでも、とて

も強いわけでもないというのが実際のことです。テーマにもよると思います。たとえば、武力紛争時の文化財保護について、軍事関係のことが多く議論されることになれば、日本の発言力はそんなにないと思います。他国の防衛省から派遣されている専門家のほうが実際の現場を知っていて、実際のトレーニングをしているので、その人たちの発言力は一番強くなります。ただし、世界遺産とかかわりとなると、日本としても世界遺産の部署はすごく関心が高いため、「それをされでは困る！」といったそれなりの発言をしています。先ほどベルギーはイニシアティブを執っていると申し上げましたが、それに対するコメントをするような、さらなるコミットを求められる立場にあります。

栗原 この分野について、私は外務省の方と話したことはありませんが、外務省のなかではブルーシールドに関して問題意識は高いほうなのですが、日本では。

藤岡 イエスとはいえない状況です。私自身が頑張らなくてはいけないのですが、もう少し時間がかかるかなと思います。

栗原 わかりました。これから外務省と連携する必要性を感じたところです。

話がかわり、アルチエさんに質問です。さきほどの報告のなかで、トレーニングセンターをつくっていると説明されました。ブルーシールドなりハーグ条約に関するトレーニングセンターをつくろうとされているのか、建物を建設されているのでしょうか。また、そういう取り組みは、グアテマラ以外のラテンアメリカでもあるのでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

アルチエ 我々は皆ボランティアとして活動していますので、主に民間団体との協力に努めています。私の管轄している博物館も私立博物館です。そのため、実験的なことを行う自由があります。博物館はコーヒー農園があるくらい広大な敷地にあります。充分とはいえませんが、実践的な研修のための施設も設けており、パワーポイントを使ったり、座学のようなこともできます。これは民間団体の協力あってのものです。

グアテマラでは、他国にとっての一つの手本をつくろうとしています。9月にはICOM-LACの代表として、中南米地域において、ブルーシールドの災害危機管理を他国に奨励したいと思っています。委員会のある国は2つしかなく、最初期の段階にいます。エルサルバドルとペルーはすでに自国の委員会において活動

していますので、9月の会合以降、より多くのことが期待できるでしょう。

我々には自力で研修センターを運営する自由と資源があります。政府のものではない、民間の施設です。それほどインフラは要りません。また、町の自治体とも連帯に努めており、地域性の見地からとても興味深いものがあります。3つの火山の中間にある世界遺産という点は特色がありますから、民間の資金が集まつてくるのです。国でもっとも人気のある観光地なのです。ホテルやレストラン関係のビジネスマンたちもいて、彼らは何か影響を与えるようなものに貢献することに心を持つています。

政府や国立博物館から関係者を招へいすることもあります。というのも、彼らは研修を受ける機会がありません。長距離移動しなければならないので、週末にコースを受講しに来るわけですが、彼らは学習意欲があるため、自費で一日がかりでやって来ます。

我々は基本的に地元の人々と活動をしつつ、他の地域からの人も誰であれ歓迎しています。5月には、エルサルバドルで最初の研修を行います。エルサルバドルは我々に研修を依頼したほか、自国の文化省から資金を調達しています。文化省は文化遺産の所有主であるので、非常に重要なパートナーです。スペイン征服以前の時代や植民地時代の遺産がありますが、特に前者は登録しないと触ることもできません。たとえ個人コレクションでスペイン征服以前の文化財を持っていたとしても、それは国に帰属しているのです。より最近のものであれば所有者のものですが、スペイン征服以前の時代や植民地時代のものは事情が異なります。そして植民地時代の美術はカトリック教会の所有物なのです。

ここでも大きな問題があり、カトリック教会からの略奪が行われるのは、銀製品や16～17世紀の絵画を所有しているためです。しかし彼らはこうした文化財を登録したがりません。盗まれると大変なことになるのですが。というのも登録IDがないためです。ロザリオを持った聖母マリア像があったといわれても、おそらくそのような彫像は200くらいあるでしょうし、文化財を救出するためには具体的な特徴の記述が必要なのです。我々は12月に開催した不正取引に関するワークショップにおいて、中南米の至る所でカトリック教会は所有品を誰にも教えたがらないということを知りました。これは深刻な問題です。教会に行けば分かりますが、セキュリティといえば小さな南京錠のついた門の前に鉛を持った男性がいるだけです。対して

略奪者は自動小銃を携えてきます。彼らは正真正銘のプロのテロリストですから。

ボルチエリ グアテマラの状況はオフィス環境の面でも革新的です。ブルーシールド・パシフィカやブルーシールドUSで経験があるのですが、よくオフィスを博物館と共有しています。これは博物館から資金を得られる可能性も含めて、確かな利益があります。オフィス共有には難点もありますが、多くの場合が博物館の厚意によりうまくいっています。

この論点は、すべてのブルーシールド国内委員会において、ほとんどの人がボランティアで活動しているという事実と、資金面の問題につながっています。おそらく将来的にブルーシールドが発展していくにつれて、潤沢な資金と常勤職員が確保されるならば、まるで異なるオフィス環境となるでしょう。すべての国内委員会が自前のビルと研修施設を持つような、より発展的な組織となったブルーシールドの未来を思い描くことができます。

栗原 では、会場からご質問、ご意見いただけましたらと思います。どんなご質問、ご意見でもけっこうです。益田先生、いかがでしょうか。

益田 ブルーシールドについてのユネスコでの議論はいま藤岡さんからお伺いしました。シリアやイラクをみるとこの問題の緊急性がかなり高いように思われますが、そのわりに枝葉末節的な細かいところに議論がいっているように思われます。もっと大きな方針、つまり本当に色々な人為的災害が起きた後のリカバリーにどう貢献するのかという議論や話がなぜ出てこないのでしょうか。ユネスコのブルーシールドのなかで軍人さんの発言権が大きいため、非常にテクニカルな問題に心がいっているからなのでしょうか。本当に文化が大事だと必死に思っている人たちであれば、こんなにのんびりした話をいつまでも続けるものだろうかと思うところもあります。改善される、スピードアップされるのでしょうか。



ボルチエリ この分野は一般的に発展途中であり、特にブルーシールドはそうであることを申し上げておきます。しかしながら、ブルーシールドは1996年に設立されたばかりである、と考えた方がよいのではないかでしょうか。まだおよそ20年目です。国際赤十字社が設立されてから一世紀以上経ちましたが、20年目の時点では、多くの人々が赤十字を知らなかったのではないでしょうか。世界的になら、なおさらです。と

ても小さなレベルの運営体制でありながら、人道的活動組織として、戦争による荒廃の後、人々を支援していたわけです。今や成長を遂げ、任務も増大したのです。

1996年の設立から3年後、ブルーシールドはユネスコから認定を受けました。その任務をユネスコとの関係で読み解いていきましょう。それは実際のことろきわめて限定的なもので、第二議定書に基づく政府間委員会の諮問機関としての役割です。規定の文言には、「委員会は、その任務の遂行について支援を受けるため、ユネスコと公式の関係を有する専門的機関等の著名な専門的機関（ブルーシールド国際委員会及びその構成機関を含む。）を顧問の資格で委員会の会合に招請することができる。」とあります。

このように本来は諮問機関であることと、資金の制約とボランティアの制約のせいで、限定的であるわけです。しかしながら、ブルーシールドは6つの重要な領域において活動をしています。このことはご質問に対する明確な回答になるかと思います。

一つ目は政策策定です。我々が武力紛争後に技術専門家として行なう多くの仕事は、文化財を直ちに救出する上で明らかにもっとも重要であるという理由で、これは決定的です。しかし、もし我々が広範な政策手段を講じなければ、完全な能力を発揮することなく勇み足でなされる資金不足の仕事に終始するでしょう。そのため政策策定が最初の領域なのです。そして当然それは満りがちです。約200か国が国際法制度の下にあるため、一様ではない策定となります。

それから、4つの設立組織間の調整があります。これらの組織の調整がうまくいけば、ブルーシールド国際委員会もうまく機能します。

三つの領域は先見的保護です。すなわち保護対象リストの作成です。ハーグ条約全般に関する作業を含むこの作業の多くは、締約国に頼っています。したがって、締約国が行動を起こすなら、我々は信じられないほどの成果を得ます。しかし、彼らが行動を起こさないなら、我々は声を聞いてもらおうと部屋の後方に待機しているにすぎません。これが政策策定ともかかわっている「先見的保護」の領域です。わずかな資金とボランティアで、ブルーシールド国際委員会にできることは限られています。それにもかかわらず、彼らは諦めません。10年後に我々がここで再会し、ブルーシールドが30周年を迎える頃には、さらなる努力がなされていることでしょう。

四つ目の領域は訓練です。訓練はハーグ条約に盛り

込まれたものであり、ブルーシールドの任務の一部でもあります。訓練は満りがちですが、軍隊や防衛隊が頻繁に興味を持っているという前向きな知らせを聞いていますし、この領域が非常に興味深いものであることに彼らも気づくようです。通常任務の範囲外のため、文化財保護は彼らにとって非常に興味深く、逆に軍隊に利益をもたらしているのです。

五つ目は非常時対応です。それは特別困難なもう一つの領域です。ブルーシールド国際委員会はまだ発展中です。しかし、赤十字を引き合いに出すならば、設立して20年を経ても、赤十字は非常時対応には特に有効ではなく、グローバルな権限を持っていなかったと思います。グローバリゼーションの時代に誕生したブルーシールドには不利ですが、それだけ多くのことが高い水準で期待されているのです。資金提供なしに、ボランティアのみで現在行なっているようなことをできるのは、本当に信じられないことだと思います。

最後に、六つ目の長期的支援です。これが益田さんのご質問の答えになるでしょう。教育、意識向上、組織・人材育成に関係することです。これらはすべて一樣ではありませんが、あるパターンがあります。自国の関係する武力紛争や自然災害がある場合、人々はより関心を抱くのです。私はこの分野でブルーシールドは発展するだろうと予測しています。私はイラクとシリアでの破壊をめぐる一般市民の怒りを目にしています。この怒りは、ユネスコや他の国連機関の政治家や外交官に收敛して、実を結ぶでしょう。

高橋〔編註：フロアより〕 加えて、ハーグ条約に関する活動は、まだ、ヨーロッパやアラブ地域が中心で、また締約国もその地域にある国が多いです。藤岡先生がおっしゃったようにアジアから5か国ですから、アジアから締約国がもっと増えれば、ダイナミクスも変わってくると思います。特に自然災害にさらされている国がはいってくれば変わってきます。

ハーグ条約と自然災害の関連で、ロナルドさんが後で説明してくれるかと思いますが、現在の状況では、災害は、人的要因と自然要因が絡み合って、複合災害となる例が多いということから、ハーグ条約も間接的に自然災害にあてはまると言解釈できるという説明が可能です。それはともかく、国際NGOとしてのブルーシールドは、人的災害にも自然災害にも任務を負っています。ハーグ条約の解釈については置いておいて、ブルーシールドは、積極的に両方のリスクに対して活



動をされていくとよいのではないかと思います。

栗原 ありがとうございます。

ボルチェリ 少しよろしいでしょうか。ハーグ条約にも議定書にも、自然災害についての記述はありません。自然災害の状況は日本と深く関係しているものであると私は考えます。とはいえ、私はそこに間接的な適用性があることを強調します。昨日、我々はこのことについて議論をしたのですが、地震火災が発生して博物館が倒壊し、そこに美術品が取り残される事態は、爆弾による火災によって博物館が破壊される事態と似通っています。結局のところ、我々が取り組んでいるのは火災です。ですから、武力紛争の状況等に備える我々の保護は、間接的には自然災害に備える保護でもあります。私はそれが充分な保護の支柱になるとは思いません。我々の懸念は、不充分な保護なのですから。

したがって、法律の文言では特に自然災害に言及しているわけではありませんが、法律の精神は、これが災害関連条約であることを示しています。そして、災害関連条約であることを考えると、この間接的な適用性があることがわかります。また、気候変動の問題が高まり、自然災害が懸念されていることから、国際法の進展があるでしょう。将来のハーグ条約には、追加の議定書があるか、既存の文言の改正が行われているかもしれません。

そして、そこには明示的に自然災害が含まれるかもしれないのです。ハーグ条約がこの点で進展しなければ、国連のSDGs（持続可能な開発目標）、気候変動に対する懸念の高まり、自然災害そして文化財の重要性を踏まえて、いくつかの改正の容易な法律の策定や、自然災害に対処するための新しい条約の策定が見られるかもしれません。今後数十年間、我々は国際法制度の下で特にこの問題に応えていくと思います。

差し支えなければ手短に、第二議定書の条項（第5

条「文化財の保全」）に言及させてください。この条項は、締約国が平時に取るべきさまざまな準備措置を定めています。そのうちの一つが目録の作成です。本日我々が議論した、国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」勧告の優先事項4を見ると、目録と情報システムの構築も含まれています。ハーグ条約の文言が武力紛争を対象としていることはよくお分かりかと思いますが、それでもなお、文化財や自然災害に関するその他の勧告において、同様の効果と、取るべき措置が含まれているのです。

これは一例にすぎません。一日中ここにいるわけにはいきませんが、武力紛争からの保護と自然災害からの保護との関係を明らかにする文言が、もっと沢山見つけられるでしょう。

アルチェ こうした状況について私の意見を述べたいと思います。世界のあらゆる地域において、観点も必要なものもそれぞれ異なるからです。「文化は待てない」という標語が好きなのは、そこに理由があります。

私たちが今行動しなければ、数十年のうちに文化遺産は跡形もなくなるでしょう。中南米がハーグ条約を基礎にしているのは、そこに理由があります。しかし、私はハーグ条約を改正すべきだと思います。コンピュータのソフトウェアを見てください。それらはバージョン1、バージョン2と更新されています。我々は変化の速い時代に生きているのです。我々は誰かが文書に署名するのをただ座って待つことはできません。あまりに官僚主義的ですね。気候や人間によって世界が被害を受けているのです。私はブルーシールドの会合に4年間出席していますが、正直いって防災についてあまり進展はありません。どの地域においても可能なことをする必要があります。地球全体に適用しない議定書に従うのなら、我々は異なる世界に住んでいることになってしまいます。最近のブルーシールドの集会はそれなりでしたが、シリアとアフガニス



タンのことばかり話していました。先ほど、皆さんに環太平洋火山帯、太平洋、そして中米の地図をお見せしましたね。その会議では、誰ひとりそれらの地域のことをいわなかつた。私は立ち上がって、「申し訳ありませんが、我々も地図上にいるのです。」といわなければなりませんでした。

我々はヨーロッパ、アフリカ、アラブ諸国だけに集中することはできません。特定の地域にもっと時間を割かなければなりません。そして今行動するのです。ユネスコでも現状は非常に困難です。私はユネスコと沢山仕事をしてきたので、そのように申し上げるのは残念ですが。そして我々の国では、これまでにも触れたように、科学、教育、文化においてあまりに多くの任務があります。それらのプロジェクトは時間がかかり、予算は限られています。今年はもう終わってしまったので、6ヶ月の間、来年の予算を待たなければなりません。教育はもちろん重要ですが、災害も同様です。数千ユーロの小さな予算で進展させることはできません。会合か、より素早い行動を起こすためのある種の変化があるべきだと思います。我々はあまりにも待ちすぎています。

ボルチエリ 日本でブルーシールド国内委員会を設立することがきわめて重要であるのは、そこに理由があります。日本は自然災害と文化財に関するこうした分野に特別な関連性があると思います。日本にブルーシールド国内委員会があったならば、政策策定、長期的支援そして提言がよりうまくいくことでしょう。日本はこの分野に興味を持っているので、この委員会を設立することが絶対必要です。それは実際に行動を起こす権限を日本に与えてくれるでしょう。国際法制度がどのように機能しているかを考えれば、今為されるべき変化は、何かしらの提言がないかぎり起りません。日本は防災においてリーダーであると思います。日本ブルーシールド国内委員会の結成は、国際法制度の下での変化をもたらすために、組織的な方法で、当局関係者の努力と関心を引きつけることでしょう。

キースカンプ サミュエルさんがおっしゃったことは、私も耳にしたことです。ハーグ条約、ユネスコ、ICOMに関連する大きな組織があります。私はかつてICOMの委員会に長年おりましたが、いくつかのプロジェクトをやってみたことがあります。沢山の人が積極的で熱心で、具体的なことに取り組んでいる、それが私の経験でした。しかし、そうした人々のすることに頼りがちで、いろいろと官僚主義があります。おそらくそれを変えられないのは、世界的な組織だか

らです。私はユネスコのイメージが一般市民の間でも非常に良いものだと思うのですが。

だからこそ、ブルーシールドの仕事をどのように改善できるか考えるべきだと思います。ブルーシールドが独立していることを肯定的に捉えるならなおさらです。それは私もよく感じていることなのです。私はサミュエルさんのいらっしゃるような地域に住んでいません。火山も地震もないオアシスのようなものです。時には洪水もありますが、堤防が非常に高いです。私は3年間委員会におりますが、何かしなければならないと思っています。おそらく私は他の国委員会を助けることができるのです。

私はそのことが何年先にも重要であると思います。日本もそうしたことを考えて貰うことを願っています。ブルーシールド委員会の水平的なネットワークをして、どのように互いに助け合い、何かを変えることができるか、といったことです。

アルチエ 答えはより頻繁なコミュニケーションだと思います。ICOM、これらすべての機関は、会議が短すぎます。このようなやり方では決して進歩しません。それから、ロナルドさんが日本についておっしゃったことはその通りだと思います。日本の申し出は本当に好ましく、我々に多大な援助をしてくださいますし、私は国際的にも良い手本だと思っています。人々は、主導的で精力的な国に、より信頼やアドボカシーを抱くことでしょう。

栗原 ありがとうございました。盛り上がってきたところで大変残念ですが、座して待っているわけにはいかないと、コミュニケーションをもっとしっかりやれと、早くブルーシールド国内委員会をつくれといったお叱りの言葉をいただいたように思いますので、これからしっかりと取り組んでいきたいと思います。

何度も申し上げますが、2019年にはICOM京都大会があります。2020年には東京オリンピック、パラリンピックがあります。そのころには、文化庁は京都移転します。いろいろなイベントがありますので、それにうまく乗っていくようにして、ブルーシールド国内委員会を早期に立ち上げたいと頑張ります。皆さまにご協力いただきながらこれからつめていきたいと思います。少し時間をオーバーして申し訳ありませんが、以上でシンポジウムを終了いたします。講演者のみなさまに盛大な拍手をお願いします。



閉会挨拶



前田耕作

文化遺産国際協力コンソーシアム副会長
日本ICOMOS国内委員会副委員長

閉会にあたってのご挨拶を申し上げます。

この文化遺産防災国際シンポジウムが開催された今月3月という月は、わが国では弥生といって、春の到来を告げる希望の月です。古いローマの暦では、楯と槍を持つ戦神マルスの月です。戦争が始まり、夫や子の死を悲しむ女たちの嘆きの月だ、と詩人のオウィディウスは歌います。文化遺産の保護にかかわる者にとっては、その災害の大きさによって忘れることのできない月になりました。1つは、アフガニスタンのバーミヤンの考古遺跡の人為的な破壊で、2001年の3月のことでした。もう1つは、不可避の自然の営みを改めて深く考え直させる契機となった東日本大震災で、3月11日のことでした。それらが3月を私たちの心に刻み込みました。ちょうど東日本大震災の3月11日の日、私達はここで国際シンポジウムを開催していました。これもまた私達に、3月という月を忘れられないものにしました。

バーミヤンの遺跡が破壊されようとしていた時、当時のユネスコ親善大使であり、東京藝術大学の学長でもあった平山郁夫さんは、破壊を防ぐために国際的なあらゆる機関に働きかけ、奔走されました。その頼いもむなしく、タリバン政権は遺跡の徹底的な破壊を行いました。なぜ、この野蛮な人為的破壊を防ぐことができなかつたのか。その痛切な反省のうえで、平山さんは文化遺産の保護を日ごろから志し、被災した文化財を官と民とが協働して保全修復する赤十字病院を作り出す必要があると考えられ、果敢な行動を起こされました。その第一歩として、立法によって裏付けられた組織、文化遺産国際協力コンソーシアムを立ち上げられました。

このシンポジウムに参加されている多くの専門家たちもまた、この組織のメンバーです。2012年9月、ブルーシールドの国内委員会設置の重要性と必要性を栗原祐司さんが熱く説かれたのも、コンソーシアムが主催する集会でした。その後も、中東アジアにおけるあからさまな文化の破壊があります。シリアのアレッポで起きているように、文化遺産だけではなく、人間の生活の根底をも失わせる破壊を私達は目撃し、その野蛮な破壊の進行を阻止できない無力を痛切に体験しています。こうした状況の中にあって、文化遺産の保護と予防は今や、国内的・国際的に緊急かつもっとも重要な課題であるだけではなく、文化の名において向き合わなければならない人類史的課題といえましょう。さらにいえば、文化の保護は、人類社会全体の持続的発展を担保する不可欠な要素になっていると思います。

益田さんも指摘されましたが、地球規模で起りつつある地震活動期を迎える時、いまだ克服できない武力紛争ばつ発の危機に向き合うためにも、文化遺産レスキュー活動への準備に国を挙げて取り組むことが今、強く求められていると思います。いつまでも水の上に瓦を積んではおられません。今日は国内外から優れた専門家が集い寄られ、豊かな経験に基づいたさまざまな提言がなされました。このシンポジウムで交わされた議論の成果と意義が積極的に受け止められ、わが国にもブルーシールド国内委員会が生まれることを切に願っております。その誕生については、日本ICOMOS国内委員会もまた協力する用意があることもここに明らかにして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

文化遺産防災国際シンポジウム

—文化遺産を大災害からどう守るか：ブルーシールドの可能性Ⅱ—

日 時：2017年3月18日（土）13：00～17：00

場 所：東京文化財研究所 地下1階セミナー室
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43

主 催：独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進本部

共 催：文化遺産国際協力コンソーシアム、ICOM（国際博物館会議）日本委員会、
日本ICOMOS（国際記念物遺跡会議）国内委員会



プログラム：

開会挨拶 銭谷眞美(東京国立博物館館長)

開会挨拶 山崎秀保(文化庁文化財部長)

第1部 報告

報告1 ハーグ条約の制度と太平洋地域におけるブルーシールド活動
高橋 晚(ユネスコ太平洋州事務所文化企画専門官)

報告2 近年のブルーシールド(BS)への世界と日本の関心
2015年国連防災会議(仙台・東京)文化遺産専門家会合勧告から
益田兼房(独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進室客員研究員)

報告3 オランダ・BS国内委員会活動
アンドレア・キースカンプ(オランダ・BS国内委員会副委員長)

報告4 中南米地域のICOM防災活動
サミュエル・フランコ・アルチエ(グアテマラ・ICOM-LAC 委員長)

報告5 文化遺産防災ネットワークの取組と展望
栗原祐司(国立文化財機構本部事務局長)

第2部 パネルディスカッション

司会挨拶

栗原祐司(国立文化財機構本部事務局長)

パネリスト報告

藤岡麻理子(横浜市立大学特任助教)

パネルディスカッション

司会：栗原祐司(国立文化財機構本部事務局長)

パネリスト：

藤岡麻理子(横浜市立大学特任助教)

ロナルド・ボルチエリ(ユネスコ太平洋州事務所嘱託)

アンドレア・キースカンプ(オランダ・BS国内委員会副委員長)

サミュエル・フランコ・アルチエ(グアテマラ・ICOM-LAC 委員長)

閉会挨拶 前田耕作(文化遺産国際協力コンソーシアム副会長、日本ICOMOS国内委員会副委員長)

※本書は、2017年3月18日に東京文化財研究所にて開催された「文化遺産防災
国際シンポジウム」の内容を収録したものである。

文化遺産防災国際シンポジウム
文化遺産を大災害からどう守るか：ブルーシールドの可能性Ⅱ

報告書

平成30年3月31日発行

編集・発行：独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進室
〒110-8712 東京都台東区上野公園13-9

制 作：株式会社クバプロ
